

第六十八回国会 商工委員会 議 録 第三十号

昭和四十七年六月九日(金曜日)
午前十時五十八分開議

出席委員

委員長 鴨田 宗一君

理事 浦野 幸男君

理事 橋口 隆君

理事 中村 重光君

理事 大久保武雄君

理事 北澤 直吉君

理事 坂本三十三君

理事 塩崎 潤君

理事 羽田野忠文君

理事 前田 正男君

理事 松永 光君

理事 加藤 清二君

理事 近江巳記夫君

理事 松尾 信人君

理事 米原 昶君

出席国務大臣

通商産業大臣 田中 角榮君

国務大臣 (経済企画庁長官) 木村 俊夫君

出席政府委員

公正取引委員会委員長 谷村 裕君

警察庁刑事局保安部長 本庄 務君

経済企画庁国民生活局長 宮崎 仁君

通商産業政務次官 稻村佐近四郎君

通商産業大臣官房参事官 増田 実君

通商産業省通商局長 山下 英明君

通商産業省公害保安局長 久良知章君

理事 小宮山重四郎君

理事 武藤 嘉文君

理事 樋上 新一君

理事 神田 博君

理事 左藤 恵君

理事 始関 伊平君

理事 田中 榮一君

理事 八田 貞義君

理事 増岡 博之君

理事 山田 久就君

理事 松平 忠久君

理事 岡本 富夫君

理事 川端 文夫君

委員の異動
六月八日
辞任 坪川 信三君
補欠選任 左藤 恵君

委員外の出席者

防衛庁経理局施設課長 藤山 昭二君

防衛施設庁施設部連絡調整官 杉森 一秀君

商工委員会調査室長 藤沼 六郎君

を求めます。

(賛成者起立)

○鴨田委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○鴨田委員長 次に、本法律案に対し、小宮山重四郎君外三名より、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党四党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。まず、提出者より趣旨の説明を求めます。小宮山重四郎君。

○小宮山委員 提案者を代表して附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

熱供給事業法案に対する附帯決議(案)
政府は、本法施行にあたり、国民生活の向上、公害の防止等優れた利点を有する熱供給事業の健全な発達を図るとともに、次の諸点について特段の配慮を払うべきである。

一、熱供給事業の許可及びその監督にあつては、環境の保全に留意し、使用燃料の規制、排煙処理設備の整備等総合的な大気汚染防止対策を講じ、公害の発生を未然に防止するよう努めること。

二、熱供給施設、特に導管についての監視体制を確立するとともに、他工事等による事故防止対策を樹立し、保安の確保に万全を期すること。

三、人口稠密地域における熱供給事業用の燃料については、原則として、無公害燃料を使用するよう指導すること。

四、熱供給事業に使用する熱源については、廃棄物の焼却熱、火力発電所の余熱の利用等計画的かつ積極的な活用を図ること。

五、熱供給事業者間の熱料金格差を最小限に止めるよう指導するとともに、料金の低減等消費者保護を図るため、適切な指導、助成を行なうこと。

以上のとおりであります。

決議案の内容につきましては、質疑の過程において、また案文により、十分御了承願えるものと存じますので省略させていただきます。委員各位の御賛同をお願いいたします。

○鴨田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○鴨田委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、附帯決議について政府から発言を求められております。これを許します。田中通商産業大臣。

○田中通商産業大臣 ただいま御決議をいただきました附帯決議につきましては、政府といたしまして、その趣旨を尊重し、万遺憾なきを期する所存でございます。

○鴨田委員長 おはかりいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

(報告書は附録に掲載)

○鴨田委員長 通商産業の基本施策に関する件、経済総合計画に関する件、並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。加藤清二君。

○加藤(清)委員 お許しを得まして質問をしたいと思いますが、与えられた時間が非常に短うございます。それは私のせいではございません。あなたのせい입니다。私は理事さんや委員長の命令どおり動きます。したがって、質問の順序をすっかり変えまして、前置きを抜いてすばりすばりとお尋ねいたします。勘のいいあなたですから、そのおつもりで簡潔にお答え願いたい。

第一番にお尋ねしたいことは、ストックホルムで公害会議が行なわれている。その際に、日本のPCBのカネミ患者やイタイイタイ病の患者が最も貴重なお客さんとして歓迎を受けた。まあ大石さんの演説は非常に正直でよろしいという評価がなされているようでございます。そういうやさきに、日本でまだPCBが出ています。これはたいへんなこととす。しかもそれが、女子供といつては失礼かもしれませんが、この害毒を知らない、幼い、成長盛りの子供の食物の包装紙から出ておる。この点についてすでに通産省は、製造を禁止し、回収を命じ、その回収したものの焼却処理まで指示されているはずである。にもかかわらず、今日どうしてそれが東京都内に出回っているのか、理由を承りたい。

私は集約して大臣に二、三十分許されているのですから、大臣にまず聞いて、関係の人にはあとから聞きます。

○田中国務大臣 PCBの開放系の使用につきましては、本年一月に行政指導によりまして電機業界に対して使用禁止の措置をとっているところでございます。PCBメーカーに対しても開放系用途の出荷をしないよう指示してきたところでございます。当省といたしましては、従来から印刷インキ工業会からPCBを使用した事実はないと

の報告を受けておったのでございますが、いま御指摘のようなことがあるといたしますと、これは非常に重大なことでございます。これは法律的にはともかくとして、道義的にはきわめて遺憾であると思ひます。使っておりませんという報告を出しておきながら使っておりまうことであらばたいへんなことでございまして、関係者に対して今後かかることのないよう猛省を促すとともに、その製品の回収を指示しておるところでございます。

これだけでは、どうも済まぬようでございす。法律的には確かにこれは適法な答弁でございす。またこういうことをしておられますが、使っておりまうといつて使っておりまう、道義的に非常に遺憾でございすし、これからそういうことが起こらないようにするにはどうしなければならぬか、立法措置を必要とするのか、いろいろの問題がございす。そういうこともいま検討いたしますし、とにかく回収に全力をあげるといふことでございす。

○加藤(清)委員 私の質問の順序にお答え願いたいと存じます。回収に努力するというお答えでございす。それはとくく昔にお約束なさったことなんです。製造を禁止する、回収をする、回収したものは焼却する。その焼却炉を持っている鐘化をはじめとした二つの工場の責任者まで公害委員会へ呼んでかたい約束を取りつけられ、その後私もその実態を調査するために現地の焼却炉調査まで行なつたわけなんです。なで回収ができていないのか、回収されてしまったものがなぜ市販されているのか、そこをお尋ねしておる。何が原因であるか。回収したはずである。もししなかったとすれば、それは約束違反である。怠慢であるといひませんけれども、約束が守られていないという何よりの証拠である。大抵政府が公害の発生企業に対してはあまりにも過保護で甘過ぎるものですから、政府を甘く見て、もうかるうちは、使えるうちはということ、もうけ主義のために国民を犠牲にしている向きがたかさんにある。こ

れではストックホルムの会議が泣きます。回収をされたか、されないか、どうです。――委員長、約束通りになりますから、私は大臣だけに聞きます。それでは、大臣に答えていただけることだけ聞きましょう。あとで詳細は詰めます。大臣、あなたで答えられること、つまり最高責任者として答弁の可能なことだけをお尋ねします。

第一番。せっかく商工委員会、公害委員会が政府がすでに約束なさったことが実行に移されていまいらうがある。それは業者が政府の指令、指示を甘く見ている証拠である。だからこの際、あなたは回収するとおっしゃられましたけれども、回収する前に総点検をすべきだと思ひます。回収する前に総点検をしなければ回収はできないはずなんです。またそのことは県知事に権限委譲が行なわれておりません。したがって、本件に関する限りは政府みずから総点検をすべきだと思ひます。当該の大阪インキ製造会社、これはそれを使つていないと言つておるようでございす。それから、使っていないものにPCBが八五〇も含まれるはずはない。したがって、この社長は本委員会に招致して、証人喚問をして追及をしなければならぬと思ひます。もしそれがこの委員会できないうちにおしやるならば、公害委員会の責任においてしなればならぬことになると思ひます。そこで、総点検をまず回収する前にするかしないか。社長を参考人として呼んでここで調査する用意があるかないか。

○田中国務大臣 第二の、社長を証人として呼ぶか呼ばないかは委員会の御権限でございすから、それは私から答弁はいたしません。

第一の問題につきましては、これはもう不届きしごくだと思ひます。使つておるにもかかわらず使つておらない、こういうことに対してはふんまやる方ないということでございますから、これは厚生省と連絡をとりながらすべてを調査いたします。調査と同時に、市販に回らないように処置をいたします。同時に、これを差し押える、そうして廃棄処分を行なう。回収に対しては責任ある

行動をしたい、こう思ひます。

○加藤(清)委員 けっこうな御答弁です。そういうふうにして答弁していただきますと能率が上がつていきます。

次に、本件についてのパンの関係、特に敷島パンでございす。これは名古屋が本家なんです。その篠田資材部長に尋ねてみますと、そういうことが気がつかないかといひますと、そうではなさそうでございす。すでにこういう悪質な害毒を含んだ資材を納入しないようにというので、念書と申しまうか証明書と申しまうか、それを取りかわしておるようでございす。しかし突っ込んでそれを聞いていきますと、資材を納入する側で、これは企業の機密に属するからお知らせすることができないと逃げていふようでございす。そこでお尋ねいたします。企業の機密と害毒を社会一般に流すことといふのが優先するかにつきましては、すでに公害委員会が政府の統一見解が発表されたところでございす。にもかかわりませず、いまだに公害基本法第一条の精神もわきませず、この印刷並びにインクの製造、包装紙の製造等々が行なわれているとするならば、国会できめられたことも、当該本省が指示したことも、末端には徹底していないという証拠でございす。そうしてなお企業機密の名に隠れて、あくまで公害をたれ流し、出しっぱなしにしておるという何よりの証拠でございす。したがって、産業優先ではない、企業機密よりもなお人の健康が優先するということを徹底させるために、通産省としては何らかの手を打つ用意があるかないか。当然すべきだと思ひます。詳細は大臣が行かれてから、あとで詰めます。

○田中国務大臣 企業の機密だといつても、通産省は御報告できるような状態を調査することができまう。これは調査してございすから、必要があれば申し上げまう。調査するだけではない、これはもう廃棄処分しなければならぬということとでございす。もう一つは、かかることを将来やらないように措置をしなければならぬとい

うことは申すまでもありません。有害食品に対しては法律がございしますが、有害包装紙とか有害なもの、新しい物質がどんどん出てくるわけでございますから、これはやはり立法措置が必要なのかという気もいたします。こういう問題も前からずっと検討しておるのです。そして別表をつくっておいて、別表に新しいものを追加していくということにでもしなければ、いまのような問題が起こるわけです。いまの問題を調べてみると、報告の事情、なるほど手落ちであるというようなことはよくわかります。わかりませんが、そういうことは、実際はずっと前に買っておいたものをそのまま積んでおいて使っていた、それをある時期に使ったというようなことでございまして、その数量は十キロであるということまでみなわかっております。しかし、これを使われた使用者の国民の被害という側から考えるとたいへんなこととございまして、やはり法律上の措置をどうするかという問題も整備をする必要がある、こう思っております。

○加藤(清)委員 本件のPCBについては、規制基準がまだないですね。これは対策の立ちおくれであるということをお認めになりますか。すでにアメリカにおいては、五PPM以上のものを食品関係に使うとは相ならぬ。いわんや肉とか魚のようには食品になるものは、二PPMとか三PPMという規制基準がすでに施行されているわけでございます。先進諸国またしかりでございます。ただ日本においては、カネミのような世界に珍しい病気、原子爆弾の病気とともに世界にないカネミ病、これが出て、ストックホルムの注目を浴びているにもかかわらず、規制基準がない。これは明らかに日本の公害に対する対策の立ちおくれであると思えます。当然、発生企業を指導監督するところの通産省においてその用意があつてしかるべきだと思ひますが、規制基準についていかがでございますか。

○田中(国務大臣) 御所見のとおり、有害なもの等は食品衛生法などでもって制限をしております。

が、いまの包装紙とか——これは着物や被服の材料においてもそうだと思います。場合によれば建築材料、みなそうだと思います。そういう建築材料などが火事になって有毒ガスが出て、直ちに窒息して逃げることもできない、これはみな同じ問題でございます。これに対していまのPCBの問題に対しては、厚生省が六月中には基準をきめるということでやっているようです。通産省ではなくやはり厚生省でやっておりますが、通産省も新しい物質を使つてやるわけですから、そういう有害性というものに対して、通産省もやはり使つてはならないというようなときにどうするかというところ——厚生省が基準をきめ、取り締まりは厚生省がやるものでございします。ただ通産省はそこまでわからぬから、ある時期までは新しい物質をどんどん使いますというところでは答弁にならないと思ひますから、いずれにしても現在、政府の中において厚生省が専門的に取り組んでおるということでございます。基準はそういうことでもっていま成果を得つつありますが、通産省はどうしなければいかぬかということも検討いたします。

○加藤(清)委員 私がなぜ厚生省でつくべき基準について通産大臣にお尋ねするかというと、厚生省ないしは環境庁で、公害を前向きに除去するためのあれこれのことが準備されますけれども、いつの場合でもクレームがつく。そして幅が狭くなり奥行きが浅くなり、遂には骨抜きになつてくる。三年前に総理が宇都宮で約束されましたところの無過失賠償責任、これもきのうようやく三年越しに衆議院を通過しましたけれども、それももう出てくるまでに原案はずたずたに切られておる。こういうことになりましたので、発生企業のほうの保護育成にのみ一生懸命になつていらつしやる通産省の責任者通産大臣に、規制基準についての覚悟、これに対する所感を承っているわけでございます。

○田中(国務大臣) 通産省がどうも公害の発生源であり、促進剤になつていふようなことを言われるのはよくわかります。わかりますけれども、そんなことをやっているわけじゃないのです。通産省

だつて、生産優先ということではなく、生活第一主義に転換をしなければなりません、こう言っているのでもございますし、基準は厳密に守らなければならぬ。いつも申し上げておりますように、このまま一代ではそれほどでもないものが、複合公害になって千代も万代もということになると、これは光化学スモッグにも見られるように、いまの科学でもって石神井の学校のものが解明できないじゃありませんか。そのくらいに思わざる複合公害というものが起こるわけです。ですから私たちが、工場の分散もしなければいかぬ、いろいろなことをお願いしているわけでございます。ですから、高性能な物質であるからといって、通産省は公害が出てもいいんだという考えは毛頭ない。だから、先ほど申し上げたように、厚生省だけではなく、通産省も申し検討いたします、こう申し上げているわけです。

○加藤(清)委員 はい、わかりました。つまり、厚生省のほうで基準をつくる、それに対して協力するかしなないかという問題と、次には通産省みずからやれることがある、それは何か。たとえば薬の場合でも、害毒があるかないかを実験をしてからでなければ市販が許されないようになってくる。通産省みずからそういうことがあり得る。たとえばアルコールの例をとるまでもなく、釈迦に説法ですからそこからは言いませんが、通産省みずからでも、歴史的に長く危険を人類に及ぼすという推定のできるものについてはみんなすでに検査機構があるのです。だから、新製品にしておけるおそれのあるものは、通産省みずからがテストなり試験なり動物実験なりやらせてから人間社会にこれを使うというぐらゐのことはやられて当然の義務であると思ひます。したがって、そのことをやる用意があるかないかと聞いておるわけでございます。

○田中(国務大臣) いまあなたが御発言になつておるような方向で、軽工業技術審議会で検討いたしております。立法処置が必要であるということ

で、その面も検討しておるということでございます。○加藤(清)委員 わかりました。立法措置をなさいますですね。厚生省では規制基準をつくる、通産省では立法措置をする、こう受け取つてよろしいですね。——はい、わかりました。次に、この物価高のうちにガス料金の値上げがまた問題になつておるようでございます。先日公聴会が開かれたようでございますが、どうもこの公聴会も、通産省主催にかかわらず企業寄りである、こういう話なんです。これはあとで時間をかけてゆつくりと論議をいたしますが、すばり言つて、大臣、あなたは東京瓦斯の三二%の値上げは妥当であるとお考えでございしますか。これはちと高過ぎると思ひます。次々とガス料金の値上げが待っているようでございますから、お尋ねするわけでございます。

○田中(国務大臣) 昭和三十五年から据え置きというのでございしますから、十二年間据え置かれておりました。この間に一人件費が幾ら上がったかというところ、約二倍以上に上がつておるはずでございます。だから、そういう意味で苦しかろうということとはわかりますが、何ぶんにも電気、ガス、水道というのは生命に直接関係をするものであり、これは首都であるということ、この状態を考えまして、軽々に判断はできない、こういうこととございします。慎重な態度で、適法な作業を進めておるわけでございます。三〇何%というのは、これはそれなりの理由があつて積み重ねてきたものでございしますから、そういうふうにも研究もしないで、中身も見ないでこれはよくないなどということは言うべきものではございません。倍であつた、しかるべきものであれば検討しなればならない問題でございしますが、三〇%余を引き上げるといふことになると、生活の問題としてなかなかめんどろな問題であるという感じはそのままなおにいたします。ただし、私はこの内容は技術的に検討しておりますから、まだ私が言

及するわけにはまいりません。ただ感じの上では、まあ一〇〇、二〇〇というところまでは考えられても、考えられてもというのではなくて、一〇〇とか二〇〇という数字は理解ができて、三〇〇をオーバーするものまでという、三分の一上がるということになりますと、これはたいへんだという感じが率直にはしております。

○加藤清委員 大臣もたいへんだという感傷を漏らされたが、これは三二〇〇じゃないのです。使用ランク別に調査を進めてみますと、五十万メートルあたりでは五〇〇の値上がりになります。それはほとんどが零細大衆家庭の値上がりなんです。この料金構造と物価構造についてはあとで担当官と詰めますけれども、三二〇と五〇〇というの、幾ら値上がりの大はやりの日本でも、常識はずれ、けたはずれといわなければならぬと思います。いま一〇〇とか二〇〇という大臣の声が出ましたから、それでは、三二〇が多過ぎる、だからちょっと認めにくいというお答えと受け取ってよろしゅうございますか。

○田中(重)委員 加藤さんの気持ちはよくわかるのですが、しかし勘でやっちゃいけませんよ。こういうものはちゃんと合理的に、ほんとうにこまかい積み重ねでなければならぬと思う。私は切り上げたりしてもいけないと思うのです。ですから、そういう意味では、勘という感じでは私も先ほどすなおに申し述べたわけですが、これはやはりこまかく技術的に計算をして、その後最終的に通産省としての案をきめる、こういうことでございます。

○加藤清委員 私もそのとおりでございますし、前に前段があつて、詰めて詰めていってあなたにこの質問をしようと思つていたけれども、先にやれ、あなたがどこかへ行かなければならぬからということなので、主客転倒して質問をしているわけなんです。

そこで、あなたと意見は一致しますから、詳細に吟味するために資料を要求いたします。私が要求いたしましたら、これ一冊しか出てこない。

この一冊を見ますと、これは料金を引き下げてしかるべきだという原因がたくさん出てきております。料金を引き下げてしかるべきであるという。そこで、時間が参りましたから申し上げます。一、値上げの理由申請書及び付属書のコピー。二、過去五年間の会社の財産諸表。三、株価と配当率。四、政治献金。五、目録、料金構造一覧表。六、電気ガス税免除者の一覧表。これはあえて電気も入れてもらいます。七、目録、大都市ガス料金及び規模の比較一覧表。これを、いま大臣のおっしゃられたとおり詳細に審査をし、正当な答えをはき出すための資料として至急提出願いたい。

そこで大臣、この最終決定は、いまあなたの趣旨にしたがって詳細にわれわれ野党も検討したのちに決定する用意がありますか。それとも内閣改造前にどさくさにまぎれてきめてしまおうとなさいますのか。趣旨だけは詳細に検討してとおっしゃられました。私ら詳細に検討する資料をまだいただけておりません。したがって、あなたの趣旨にしたがって資料を要求し詳細検討したいと思ひますが、かすにもって時間をいただけたらいいですか。

○田中(重)委員 提出の要求をされたもので通産省が集められるものについては提出をいたすようにいたします。どさくさにまぎれてなどはやりません。断じてやりません。それから、出したものは早急に御検討いただきたい、こういうことでございます。詳細に検討するのに相当時間がかかるということ、それは明らかなる皆さんでございます。これはもうやはり通産省のこれだけ大きな問題でございますし、非常に影響の多い問題です。慎重にやります。慎重にやるだけに、やはり議員としての御審議もひとつ効果的にお願いを申し上げます。こう思います。

○加藤(清)委員 残余の質問はあとに譲ります。

○鴨田委員 中村重光君。

○中村(重)委員 きょうは限られた時間でありま

す。二、三十分の時間しかないわけですから、具体的な問題は後日お伺いをしたいと思つておりますが、いま加藤委員から環境破壊、公害の問題についていろいろ指摘なり質疑があつたわけですが、いまストックホルムで開催をされております国連環境会議に大石環境庁長官が日本代表として出席をされているわけですが、会議において演説をされ、その内容も報道されておるわけで、その前に長官の記者会見等も行なれておるわけでして、日本の道は歩むな、日本の公害のあり方、企業優先ということについて相当痛烈な指摘をみずから行ないながら、これは反省であらうと思うのであります。日本が政府としても大石長官の発言というものを対して、いろいろと考えるところがあつたんだらう、こう思うのですが、田中通産大臣の感想をこの機会にひとつ伺つてみたいと思ひます。

○田中(重)委員 日本の公害問題というのは、この二、三年急速に問題となつてまいりました。その公害に対して制度上いろいろなことをしなればならないということ、この国会にもいろいろな措置が出されております。ストックホルムの会議で環境庁長官が述べたということ、これはもう私たちも、特に産業を担うたしております通産大臣としましては、環境の保全ということに積極的に関与しなければならぬということをしなればならないと感ずるわけでございます。考えるというよりも実行しなければならぬときだということでございます。これは通産省もまた政府部内を奮励しながら、日本の環境の保全、公害の防除ということに対して精力的に取り組んでまいりたい、こう存じます。

○中村(重)委員 大石長官の発言の内容そのものに對しての考え方はどうなんでしょうか。

○田中(重)委員 大石君の発言そのものは私はこちらにいますときに聞か承つておりますが、向こうでどういふ発言をしたのか、まだ詳細は読んでおりません。まだ詳細に報告を聞いておりません。きょう閣議でもって、いづれ御報告をいたします

ということでございます。新聞に出ておる限り、とにかく日本の公害ということについて、公害担当大臣が外国の国際機関でもってあれだけのことを言い、また患者が外国に行つておるわけでございますから、これはこんな演説をしないですむように、こういう人々を外国まで出すような状態ではほんとうに困る、人類の問題である、これはほんとうにそういふ産業公害という面からは真剣に取り組みなければいかぬ、こういうことを感じたわけでございます。しかし、これは私は担当大臣の立場じゃございませんが、大石君が述べたことは、閣僚として政府を代表して述べたことでございますから、これは政府の発言でもございす。異議はございませんし、これはもう再び今後外国からこういうことを指摘されないようにしなければならぬ、こういう感じを持ったわけでございます。それが偽らざる感じでございます。

○中村(重)委員 閣議の正式な議題ということではないのでしようが、大石長官の発言を中心にいまして、いろいろと意見交換等がなされたという事実はございませんか。

○田中(重)委員 これは政府部内、大石君がかけられる前には十分事務的に調整をしてまいりました。閣議でこまかい問題の討議はございません。これは、日本の現状を述べ、それからいま公害立法を行なつた状態も述べなければいかぬ、将来取り組んでいく問題に對しても方向としては述べよう、この次に開催される公害会議が日本に來る可能性もあるというふうな話はお互いにしておりますが、こまかい内容のもの、専門的なものであつたように記憶しております。

○中村(重)委員 そうすると、大石長官の会議における演説の草稿は大石長官に一任されたのですか、あるいは閣議においてその内容についていろいろ議論をされてまとめられたのですか。

○田中(重)委員 これは閣議に付議してまとめた

ものではございません。これは出席する大石環境庁長官が環境庁事務局をしてまとめさせたものである。これをまとめる過程におきましては、各省との間に意見の調整はあったと思いますが、いずれにしても海外に出るときにはその大臣が自分の責任で原稿をつくられる、こういうことでございます。

○中村(重)委員 田中通産大臣は、環境と成長は二律相反するという考え方の上にお立ちになりますか。

○田中(重)大臣 環境保全と成長、経済の拡大、こういうものとは二律相反、単純に言えばそういうことになるかもしれません。これは、成長が全然なければ環境も汚染しないわけでありまして、これは成長というものが少しでも拡大すると幾ばくかはなると思ふのです。それは、車でも自転車でも、歩いておれば公害が起きないのです。自転車でも、ほとんど台数が多くなれば舗装しても何でも公害が起きますし、道路でも、徒歩で行っておるの車がなければ公害が起きますし、そういう意味で、学問的にいえばやはり相反する問題であるかもしれませんが、それは必ず調整できるものだといふふうに私は考えております。その調整というものは、ただ数字的な調整だけではなく、国民が受ける他の利益というものの調整という面からも考えて調整さるべきだと思ふわけでありまして、それは、葉を飲んで、飲まなければ下痢も起こさないけれども、少し飲むと下痢を起す、しかしその葉を飲むことによって健康体を保持するといふことはある。そういうメリットはあるわけでありまして、それは公害という面から考えられるいろいろな議論があると思ふます。議論があると思ふますが、成長のメリット、成長というものが拡大をしていきながらも、公害の調整というものはできないといふことではなく、公害と成長との調整は可能である、こゝいま判断をしておるのです。そうしませんが、公害論をやったから公害をとめるためには事業をみんなやめろという議論になりますから、そうではなく、われわれ

は国民総生産の拡大、国民所得の拡大ということをも前提にして考える場合には、どうしても経済成長といふことを続けなければならぬ。しかし、それは公害を出していいということではないので、成長第一主義ではなく国民生活、環境保全第一主義で参ります。こゝ言っているわけでございますから、そういう意味で調整は十分可能である、こゝ考えております。

○中村(重)委員 私環境と成長というのは二律相反ではない、むしろ私は公害防止といふことは成長の前提でなければならぬ、そのように考える。企業はその公害防止投資といふのをうしろ向き投資といふようにまだ考えていると私は思うのですが、大臣、企業の考え方といふものは十分掌握しておられると思ふのですが、どうなんですか。

○田中(重)大臣 それはやはり産業人のモラルの問題でもあるのです。これは高性能のものをば必ず幾ばくかのマイナス面が付随するものだ。しかし、そのマイナス面はこれは自分だけだったらしいといつても、自分だけでもよくないのです。自分のからだがいかになることによつて、そのからだから生まれる子供に影響するのですから、これはもうそういう意味で、公害といふものの除去といふことに対してやはり責任を持たなければいかぬ。戦前に工場法がありました。工場法で条件をつけられるからとか、いまでも葉をつくるときでも、厚生省がだめだといふから、厚生省の基準に当てはまらなければ葉にならないからとか、こゝいうことで、いままでは何か経営者は、産業人は、規定があるのでやるのだ、規定がなかったら必ずしも守るかどうか――規定がなくとも何でも守らなければならぬ、こゝいうことだと思ふのです。ですから、公害防止といふのは全く前提である。

なお、先ほど法律はなくても加藤さん御質問がありましたときに、それは取り調べます、向こうが企業の秘密だと言つても通産省は調査をいたします、こゝう申し上げたのは、もうそれはそ

れで企業の秘密でございましていつて逃げおせのものではないし、大体そういう根性がいけないのだ、こゝいうことでございまして、やはり産業をやる人は、人に迷惑をかけないといふことが前提でなければならぬ、こゝう思います。

○中村(重)委員 これから企業が成長していくといふことを大前提とすると、環境保全、公害防止といふことではないでなくて前向き投資である、この投資を十分行なつて公害を絶対起こさないといふことでない限り、企業は成り立たないのだ、そのことを私は徹底させなければならぬと思ふのです。そのためにはやはり通産省みずから、いままでの姿勢を変えていかなければならぬ。こゝうした考え方からまいりますと、企業に対する指導といふものは当然なされるべきではないのです。企業が業種によつて異なると思ふのでありますけれども、通産省としては企業の公害防止投資といふものをどの程度、業種別に、主たる業種でけつてございまして、どの程度が適当な投資であるとお考えになつていらつしやいますか。

○田中(重)大臣 まあどの程度がいいのかといふ問題は、これ、場所によつても違ひます。それから地域、それから環境によつてみな違ひます。これは法律が大体そうなつておるのです。建物の高さといふことでも、普通ですと前面道路の幾らでなければならぬといふことでありますし、両方道路がある場合は斜線制限を受けるわけでございますし、それは海や湖沼、広場、河川等に面している場合は超高層が建つといふふうには、これはやはり公害といふものが、こゝいうふうには環境、状況によつて違ひうわけでございますから、こゝいうことであるかといふことはまた企業の状態においてもみな違ひます。まあ世界各國が一体どうなつておるのかといふことでございまして、一般的に言つとやはり七、八割から一〇割といふものは公害といふものに対して投資をすべきである、こゝうに計算されております。公害が出る工場といふのがあります。これはにおいのする工場

で、隣近所どうにもならないといふようなものでございまして。脱臭とか、騒音防止とか、そういうものとか、いまの水質を汚濁するとか、排気でもって大気汚染をするとかいふものは一五％。まあその七、八割がスタートになつて、倍の一五％から二五％、四分の一くらいまでかけるものもある。これは世界各國大体そんなことを考へておる。そのくらい現実的に、自動的にやるにはかかる。百億投資といふことになる二十五億くらいものものを前提として考へるといふことが公害企業として考へられる、こゝう思います。

○中村(重)委員 私が入手いたしております資料によると、公害関係主要業種、火力発電が一・八％、鉄業が一・七％、それから鉄鋼がわずかに一・〇・四％、非鉄金属が一・四・八％、石油精製一・五・五％、石油化学八・九％、紙パルプが一・七・八％、セメントが一・五・三％。全業種でもつて一・五％に対して公害関係主要業種はわずかに一・三・九％。その他の業種には入るのですが、都市ガスがわずかに二・二％。この数字に対して大臣は適当だと思へになりますか。

○田中(重)大臣 公害防止施設といふものはとにかく必要である、いまの状態では困るのだ、こゝいうことで、いまの石油をたく限りにおいては、これは脱硫装置をつけなければならぬ。こゝうでなければやはりローサルファのものをたかなければならぬ。ローサルファのものが調達ができないといふことになれば、やはりナフサをたいたり、可燃性天然ガスの輸入をしたりといふことで、どんどんと変わつていくわけでございますから、これもある意味における公害防止でございます。ですから、公害防止といふのは、施設に対しては、先ほど申し上げましたように考へられるのは八割から二五％といふことでございまして、しかし、そのほかにも公害防止といふことでございまして、だからとにかく、いまのように、東京の空がこんなに曇つたり、大阪の川がどうにもならなくなつたりといふことは、もつと基準を強

くしなければいかぬ、基準を強くすれば公害防止投資を拡大しなければならぬということでござい

ます。

○中村(重)委員 先ほど申し上げましたように、大石長官は環境会議に行つて、日本の道を歩むな、日本が歩いてきたような道をたどつてはいけないのだ、こう言つておられるのです。このことは世界に対するところの反省であり宣言であるといふことにもなると思ふのです。ならば、私はこの世界一の公害国であるところの日本、これは徹底的に、従来進めてまいりましたその姿勢といふのが政策、この大転換をはかつていかなければならぬと思ひます。したがって、私がいま読み上げましたような公害投資のこの比率といふことについても検討を加えて、通産省として一つの基準といふのが目標を定めて、これを徹底的に指導していく。これを実行しない限り——企業に對するところの、少なくとも政府関係金融機関の融資といふか、開銀融資あるいはその他の融資、これに對してこれをストップをするというくらい強い態度がなければならぬと思ひます。これだけの決意が大臣にはおありですか。

○田中(重)大臣 それは御説のとおり考えております。

いまでも政府関係機関は、第一次担保をとる、それから返済が確定であるかどうか、こういうことばかりが前提になっておりましたが、ところがいま述べられたとおり、政府機関として融資をしたり体制金融をする場合には、やはり理想的な投資といふものを考えていく。だから公害投資が非常に多くなれば、過大投資になれば、これはいままでの経済ベースでいえば問題があるかもしれない。しかし、新しい企業といふものはそういうものなんだといふことに徹して、公害防止といふことを条件づける、これはもうそういうふうになるべきだと私も考えております。

○中村(重)委員 私はいま政府関係金融機関とだけ申し上げたのですが、いわゆる銀行の融資にいたしましても、日銀から——公定歩合は現在四・

七五、今度は〇・五下げるのでしようから四・二五といふことになるのです。非常に低利でもって日銀は銀行に對して融資を行なうことになる。その銀行の姿勢が、公害防止施設はうしろ向き施設であるといふような形では、これに對するところの融資を流すといふような形であつては、私はこの公害防止施設といふものは十分行なわれ形になつてまいらうかと思ひます。したがって、公害は依然として根を断たない、こういうことはきびしく監督をし、銀行の姿勢もこれを改めさせ、政府の方針に沿つて融資を行なつていくといふことではなければならぬと思ひますが、大臣はそういう指導をする——閣議の方針としてでも決定をして、そういう強い姿勢で臨むという態度をお持ちになりますか。

○田中(重)大臣 日銀から各都市銀行もみな金を借りておるからどうこうといふ問題ではなく、これはもう公害防止施設を持たない企業といふものは存在しないのだ、そういうものはもう認可しないのだといふことで、公害防止施設といふものは工場の柱のようなものであり、モーターのようなものである。煙突には融資をしておるわけであり、ボイラーにだけは融資をしておつて煙突には融資をしないといふわけはないのです。煙突等はある意味において公害防止の施設でございします。ですから、そういう意味でもっと明確な、公害投資といふものは企業投資の中の最も重要な部分に對する投資であるといふふうな觀念を変えていく、こういうことが全国的に合意されなければいかぬ、こう思ひます。そして公害防止施設などに對して——一般の民間の金融機関や民間資本が利益追求といふことにウェイトを置くことはやむを得ないと思ひますが、そうであるなら、それよりも優位な政府の金融機関とか体制金融機関は、公害施設などに對しては集中的に融資をする、といふことになつていくべきだと思ひます。

○中村(重)委員 具体的に申し上げれば実はたくさんあるわけです。いつか計量法の審議の際も申

し上げたと思うのですが、いわゆるギャンブルの益金といふのが機械振興という形で相当配分されておるのです。これはただで企業に對して金が出されておるのです。そういうたようなギャンブルの益金等の配分を私は公害設備以外には出さないといふぐらひの、そういう強い姿勢を持つ、これは通産省の監督でやれるわけですから、そういう大転換を行なつていかなければならない。これは自振振興会がいまやつておりますが、従来のおさなりなやり方ではなくて、ここで十分点検をやつて、通産省がこれに對するところの指導性を發揮する、そういうように私はこの際やはり姿勢を変えるといふことでなければならぬと思ひますが、大臣はいかがでございしますか。

○田中(重)大臣 自振振興会の資金等の問題は常に議論されておるところでございしますが、この運用その他に對しては、審議会もありまして、また皆さんの御意見も十分参考にしながら遺憾なきを期してまいらうといふことでございします。そういう資金をどうするか、特に競争資金がどうだといふことよりも、通産省が産業の主管省として、公害防止施設といふことは——工員の危害予防、作業をしていけるうちに危険が及ばないように危害予防の施設が工場の中にございします。同じことなんです。もう公害防止といふのは特定な施設ではなく、企業が存在する限り公害防除の施設は最も必要なものとして、工場ができるときにはそれが当然組み込まれるものである、しかもそれは税制上また金融上最大に優遇されるべきものだ、制度上も觀念の上からも最大に優遇されるべきものだ、そういうことにならなかつたら、環境保全、生活環境第一主義といふことにはならないわけではございしますから、モーターを買うなら七、公害施設なら四、というぐらひな、これは例でございしますが、そのくらいなものではなければいけません、公害施設なら税法上償却は何年もかけることはない、落とすなら一年で全額落としてもいい、そういう觀念に全く変わつていくことによって公害といふものは防除できるわけではございしますから、そういう

問題に對して、ひとつ制度上も十分勉強してまいりたいと思ひます。

○中村(重)委員 基本的な方向としては大臣がおっしゃるとおりですが、具体的にやれるものをびしびしやつていくといふことです。ただ、この前も資料として提出されたけれども、ギャンブル益金の配分が機械振興に對してあまり重点を置いてないといふことです。だからあいつたような益金の配分こそ、中小企業のようにみずから公害防止設備ができないようなものに對して優先的に配分をしていくといふことでなければならぬ。公害立法がたくさんできましたけれども、その設備をしる、設備をしるというように企業に迫つておりますけれども、まだ政府の態度が決定してない。私は幾つもの事例にぶつかつてゐるのです。たとえば屠場の浄化設備ですが、食肉の排水設備には中小企業金融公庫とか農林中金といふものから融資の道があるけれども、屠場といふものにはないのだ。そういうたように、公害立法はつくつたけれども中身はまだ何もできてないといふのが今日の事態なんです。まだ、これからいろいろ法律を変えたり、省政令を改めたり、規則をつくつたり、そういうことをやらなければならぬといふあと追ひの状態といふことです。それ、やれやれと言ひながら何ら融資の道を考へていないといふこの姿は、十分大臣も検討されて、そして積極的にそうしたことが行なわれるようにされる必要がある。私どもは具体的な問題としてみずからぶつかつてわかつておりますから、だからそのことを申し上げておくわけでは

す。時間がありませんから、先ほど大臣が、ストックホルムの會議において実は患者が出ていてゐるのだ——新聞をお読みになつてのことだらうと思ひますが、私もいまこの新聞の切り抜きを持つてゐるのだけれども、「例のないむごさだ、国連環境會議「日本の夕べ」、カネミ患者らの姿に絶句」、この中に、長崎県が中心であります例

のカネミ油症患者も実は行っているのです。私も、行かれるときに握手をして、十分からだに氣をつけていらっしやい、こう言いました。この委員会でも、患者が行って、政府の今日までカネミ油症患者にとってきた態度、そういうものはおそろく明らかにされるだろう、ほんとうに日本として恥ずかしい結果になるのだということを私は申し上げたわけです。大臣もお聞きになっていらっしやと思うのですけれども、カネミ油症患者に対してどういう案を飲ましていいかすらも、まだ何もわからないのです。治療方法が確立してないのですよ、大臣。実は、この前厚生省から来てもらいまして、環境衛生局長から答弁がありました。実は、一億数千万円という金が出ていたのだと言っている。ところが、その一億数千万円も、患者の中を分断させるために、ある者には三十万円という金を渡しているが、渡してない者がたくさんあるというのです。治療費もみずからです、大臣。生活もできないのですよ。生んだ子供はまっ黒い子供が生まれる。診察のときには何もなかったようだけれども、帰ってみるとまた吹き出ものが出る。穴があくのですからね。実に何というか、そのむごさに至っては、ことばに尽くせません。こういうことが放置されておるといふことです。通産省としても、このことは厚生省の所管だなどというふうな形ではならぬと私は思うのです。企業に対するところの責任、指導、監督というものは、これは通産省の責任なんだから、もっときびしく企業に対しても反省を求めて、徹底してそうした患者に対処するところの生活あるいは治療のための費用を手厚くし、患者を守っていくことではなければならぬと思う。同時に政府も、みずから進んでそうした問題の解決に当たっていく、患者を守っていく、一日も早くその健康と生命を守っていくという態度でなければならぬと私は思う。患者が向こうへ行っているのだ、こういうことで大臣はおっしゃいましたが、それだけのことはでございましたから、大臣の心中は実はわかりません。しかし、ほんとうに

日本として恥ずかしいことではなかったのか、このようにも書いておられますが、日本のスキャンダルだと、公害をこまめに放置している日本の政治、社会に鋭いことが出席をしておった人たちの中から出たということが新聞にも書いてあるのです。大臣、これに対してどうお思いになりますか。ただ大臣の気持ちを聞くだけではなくて、これではいけないから進んで大臣がこの問題の解決に当たる、そしてその健康と生命を守る、生活費も、あるいは適切な治療も一日も早くここに確立をする、そういうようなことを大臣が進んでやるべきである。企業に対しても反省を促して、それだけの措置を企業にも講じさせる、こういうことではいけないと思いますが、大臣の決意のほどもあわせて伺いたいと思います。

○田中中国務大臣 先ほど申し述べましたように、ほんとうに患者を二度とあのような世界の会議に出ていってもらわれないような、また行かないでいいような日本をつくらなければならぬと私は申し述べた次第であります。あなたは端的に——日本の公害担当大臣があれだけの演説をしなればならぬという状態でございますし、証拠立てる患者がそこへ行っておるわけでございますから、日本の産業という面から考え、産業公害ということや、サリドマイドとかいろいろなものがございますが、薬の害とか、こういうものは、なくすることにほんとうに全力を傾けなければならぬ、こう思います。

それからもう一つは、具体的に、やはり制度の問題であります。企業の補償とか賠償とかいふ問題は、別な制度もだんだんと確立していかなければならぬし、産業と被害者の間にもいろいろ問題がございます。しかし、証明されない限り直接責任には任せられないということで、裁判を長いこと続ける。その間非常に悲惨な問題は続けられるということでは困るので、そういう公害の裁判とか補償とかいふ問題は、やはり制度を完備してやることによって救済すべきだと思っております。それとは別に、そういう新しい病人が出た場合

には、これはやはり公共の力、国の力、地方公共団体の力で全部おしやる、収容する、そういうことでの制度をつくらなければだめだと思っております。どこの県にも大学はあるのです。その大学にはみな付属病院があるのです。しかもそれは日本の最高の、医学的には權威だといわれておる大学病院であります。そういうところへ行ったら、その費用はちゃんと国が支弁するのだ——国が支弁するだけでは税金でまかなうということになりませんから、これはある意味では産業保護になる、過保護だといわれるかもしれませんが、そのためには、産業からは、公害税というものをもういう意味で出しているのですが、公害税にするか、企業というものは税を控除して、当然積み立て金といういわゆる基金に対しては定額を拠出すべきであるということにして、国が応分に負担しながら、少なくとも全治しておらない患者を遠くヨーロッパに送らなければならぬような状態は、これはやはりお互いの英知で片づけなければだめだと思つて。あなたも恥ずかしいことだと勇気をもって言われましたが、私も実際そうだと思うのです。こんなことはよくない。だから私は、そういう公害税という問題が出ましたときも——まあ次の国会までにはこの問題を解決したい、こういうことを考えております。ですから、やっぱり制度を完備して、補償というものと治療というものはおのずから分けて、できれば自動的に片づくほうが望ましいのです。工場があると、地元と患者と工場との間で全く骨肉相はむような状態になる、そこにいろいろなものからんでくる、これはますます大きくなっていくことでは、これは困るのです。新しい病氣だから、これはもう技術的に科学的に医学的に総力を結集してなおすことを考えなければだめなんです。同時に、賠償とむずかしいけれども、やはりある多数決で決めれば、裁判を受ける権利、その権利を侵すものではないが、それだけのものは賠償を支払わなければいかぬというふうな、やはり法制上の整備がどう

しても必要だと思つたのです。私は土地問題のときに土地委員会という制度を世に明らかにしております。土地委員会という制度でもつくっておかないと、これは借地権とそれからその上に建っている建物の所有権者と間借り人、借家人との権利が、往々にして裁判を待たなければならぬ、二十年裁判になる。だから土地の開放もよくできないのですから、これはやはり調停委員会のようなもの、土地委員会をつくってそれに応じなければならぬ、間借り人も何も全部応じなければならぬようにして、しかし最終的にはそれでも最高裁まで争うのだというのなら、一時代執行はできるけれども、裁判を受ける国民の個々の権原は失なわれぬ、こういうことにならなければいかぬと思つたのです。この公害問題なども、私も新編の問題とかいろいろなことを目に見ておりますし、自分がやはり代議士として片づけなければならぬ、こういう立場にありますし、ことに通商産業大臣の職にあるということになる。と当然解決しなければならぬ問題だ、こう思つて、いま鋭意検討を進めておる。これはもう片づけたというところは、ほんとうにまじめに、お互いに全体でもってこんな問題を——二度と新しいカネミ油症患者のようなものが世界じゅうを回って歩くということとは好ましいことではありませぬ。実際私はそう思うので、そういうことでひとつまじめに検討ということだけではなくて、この解決に向かって努力を続けてまいりたい、こう思つたのです。

○中村（重）委員 これで終わりますが、大臣の考え方、そういう制度を確立する、これはもう当然なことだと思つてます。ですから、当面患者の生活、生命の問題、これについては厚生省あるいは都道府県と話し合つて、直ちに健康と生命を守るための解決に乗り出していく、こういうことではなければならぬと私は思います。そのことについていま一度大臣からお答えをいただきたい。

○田中中国務大臣 産業公害の防除、除去の責任ある立場にある通産大臣でございますから、公害に

よる被害というものの救済に対して、厚生省と連絡をとり環境庁と連絡することは当然でございますが、財政当局の協力も得ながら遺憾なきを期してまいりたいと存じます。

○中村(重)委員 それではきょうはこれで、大臣に対する質問は保留をいたしておきます。

次は、私は、三十年後人類は窒息、餓死、破滅をするというローマクラブ警告を中心として、大臣の見解をひとつ承りたい、こう思っております。

それから電力事情について、これは深刻な問題でございますから、そのことについてもいろいろと質疑をいたしたいと思っておりますから、そのおつもりで御用意を願っておきたいと思っております。

○鴨田委員長 近江已記夫君。

○近江委員 きょうはきわめて限られた時間でありますので、簡潔に御答弁をお願いしたいと思います。

大臣にまず初めにお伺いしたいと思うのは、関西電力の海南発電所で試運転中、発電機が爆発をしたという事故があったわけです。これは火力発電機であります、いま御承知のように原発もどんどんできております、これがもし原発で——もちろん全然種類は違いますが、そういうことであれば大被害が出るわけです。今回は幸い死者がなかったわけですが、今後安全対策ということについては十分力を入れていかなければ困ると思うのです。その点大臣の決意を聞きたいと思うのです。

○田中国務大臣 海南発電所の発電機が試運転中に起こった事故に対しては、はなはだ遺憾でございます。直ちに、地元の要請もございまして二基とも運転の停止を行なっているわけでございますが、これはまあなかなか規模が大きくなっておりますのでございまして、高性能であり、規模が大きくなると、出力も大きい。それだけに事故が起ったらいへんなこととございまして、新しい技術であるということとございまして、これは絶滅を期してまいらなければならない。試運転

をするまでの間の検査、これはもう万遺漏なきを期さなければなりませんし、運転継続中も不測の事態を起さないように、監視体制や検査体制や補修体制、いろいろな面から万遺漏なきを期してまいらなければならない、こう思っております。

○近江委員 それから相殺関税の動きが最近出てきたようでありまして、そこでどういう相殺関税がかかれた場合の影響等についてどのように把握をしておられるかということ、さらに米国の意向がどこにあるかと考えておられるのか、この点について簡単にひとつお聞きしたいと思います。

○田中国務大臣 相殺関税をかけられるということ自体非常に困ったこととございまして、これが実行されるということになると非常に困るということ、その推移を見守っておるといふことでございまして。いつも申し上げておりますように、このようなことのないように、アメリカ側とは一月のサンクレメンテ会談でもやり、専門家会議もつくり、事前に調整しようと言っておるのに、どうもアンチダンピングの問題とかいろいろ問題が出ておるわけでありまして。こういう問題は日米間にとつて好ましくないこととございまして、何とかこういう制度、こういうことをやらないようにこちらからも資料を提供して片づけたい、こう思っております。

○近江委員 そこで、いろいろな資料も出してやりたいということをおっしゃっておりますが、こういう動きがほんとうに、向こうも真剣にしかも具体的に強硬に出てきた場合、国として、政府としても当然対抗措置というのか、そういうものについてはお考えであると思うのです。そういうことで国内法の整備等も考えておられるようでありまして、どういう対抗措置というものを考えてございまして、簡単にお願いします。

○田中国務大臣 対抗措置といつて、あまり米国の間にぎしぎしすることは得ではないのです。得ではないといつても、どうも日本のほうがアメリカに文句を言われておる立場なんです。二十億ドル——いい、悪いというよりも、年間二十億ドルも日本からよけいアメリカに出る、その二十億ドルが三十億ドルになる、このままでは先は、あなたたはバランスがとれるということを言ったけれども、四十億ドルになるではありませんか、こう言われておるところであります。オーダーリーマーケティングというものの一番大きな問題は対米貿易というところでありますから、それだからといって相殺関税をほんぽんかけられるようなことは、結局日米間の気持ち、気分の上だけでもよろしくないこととございまして、これは対抗措置といふことを申すよりも、何か新聞には対抗措置をとるといふことが出ておりましたが、これは正規の日本政府の考え方としては、政府としてはあくまでも米国の相殺関税を強化するような事態に至らないよう努力を続ける所存でございます。こういうことで、これは業界とかいろいろの方面とも話し合いをしながら、こんなトラブルを連続して起さないようにこちらも考え、起きた場合は話し合いで、結論を出さないでも、資料を提供して理解を求めていくということに全力を傾けておるといふのが実情でございます。

○近江委員 その実情の中身の具体例をお聞きしたいと思うのですが……

それからテレビ、ラジオ、カラーテレビもブラウン管以外に対象品目が拡大するおそれがあるのじゃないかと心配しているわけですが、これらのほかにも適用されると考えられる品目にはどういふものがあるのでしょうか。

○田中国務大臣 いまあなたが述べたになりましたテレビ、ラジオ等、これだけを対象としたものではございませんので、これはテレビ、ラジオだけではなく、それ以外に商品というものが拡大される可能性というものは多分にございまして、ですから、この相殺関税という制度があるわけでございますから、これは輸入防遏の手段として向こうではやっておるわけです。ですから、うちのほうは対抗手段といえ、向こうから入ってくるものに同じ相殺関税をかければいいじゃないかということになります、そうすると、いま日

本は輸入を拡大するために利子補給さえしようかと言っておるわけでございますから、アメリカのように入力が入るというものは立場が全く逆でございますから、相殺関税をかけて対抗するといふわけにもいかないのです。ですから、テレビやラジオだけに限定されるという保証はないので、何にでも拡大していくというおそれが多分にあります。これをやっていくと、ほんとうに日米間の貿易制限法になるのです。

〔委員長退席、小宮山委員長代理着席〕

制限処置になりますから、これは組織協定などというものでは済まなくなるといふことになりますので、そういうことが起らないようにこつちも努力して、アメリカもこういう制度を發動しないように、そこはよきパートナーである日米じゃないか、こういうことで、相当政治的にも理解を求めなければなりませんし、また国内的にもこういうことが起らないように十分な配慮をするということに尽きるわけでありまして。

○近江委員 そこで、こういう米国の動きに対して、政府としても当然他国の考え方なり何なり、そういう点についてはいろいろ意見も聞かれておると思うのですが、政府がつかんでおられる範囲で、各国はどういう反響を示しているのでしょうか。

○田中国務大臣 アメリカが相殺関税制度を活用しておるといふのは、あに日本だけではないわけでございます、カナダにも、イタリアからの輸入に対しても、拡大しておるようなものに対してこの相殺関税の適用をやっておるわけですから、日本は困っているということとございまして、カナダなどは、米国の経済じゃないか、同じ国じゃないか、それにアメリカの事情があるからといって、こういう制度を適用するということは望ましくないといふことで、日本とはまた別な角度からこの問題に対しての反響もありません。ですから、日本だけがアメリカに対して希望を述べるといふことよりも、多国間の問題になってこの問題はだんだんと片づいていく、こういう状況でございま

す。

アメリカはそういうことをやっておりますが、この間イギリスとの話をいたしました、イギリスのほうはやはり日本商品のシェアが小さいというところもありまして、イギリスは積極主義である。日本からの入ってくるものをとめることはなるべくしたくないから、われわれのものも買ってください、こういうことで、やはり拡大主義を貫こう。こうしておるところはやっぱり、こう思いました、しかし、それよりもっとばだなどばかり言っている。いつまでもそんな跛行的な状況が続くわけじゃありませんから、貿易の正常化ということには相当な努力を払っていかねければならぬ、こう思います。

○近江委員 キッシンジャーが来るわけですが、当然こうした問題を含めて、田中大臣もサンクレメンテ会談におきまして日米間のそういう一年間の休戦ということも約束されたわけでありまして、非常にこういう過熱現象が出てきておるわけでありまして。当然そういう大きな話し合いのポイントになるのじゃないかと思われまして、キッシンジャーと会われるときに、大臣としてどういふ点を特に話し合いたいと思っておられますか。

○田中中国務大臣 キッシンジャー氏は経済の専門家というわけではないわけでございます。

（小宮山委員長代理退席、委員長着席）

これは外交の専門家でございますから、経済は外交の中の一つの分野である、こういうことで、私のほうからはいまの相殺関税の問題とか、またいろいろの問題がありますが、とにかく一年間たな上げにしようといった一月のサンクレメンテ会談で、半年もたないうちに、やはり話し合いがないということとは間違いが起きやすいから、七月の末でもまた話し合いをしよう、こういう提案をのんで、いまやっておるわけですか。そういう意味で、日米間に経済的な問題として話し合いをしなければならぬ問題がたくさんありますから、そういう問題を求められれば話をしよう、私のほうから、制度があるからといってこういうことをぼん

ぼんとやらなくてくれというぐらいいなことは述べたいと思ひますし、日米間の貿易バランスをとるために、正常な貿易を維持していくために努力をしておるのだという七項目の問題とか、いろいろなこととは率直に述べたい、こう思っております。

○近江委員 先ほど公害問題等もいろいろ出たわけですが、どうか、生命のそうしたとときという点におきまして力を入れていただきたいと思うのです。その点について閣下委員から質問があるそうですので、ちょっと譲りたいと思ひます。

○岡本委員 先ほど加藤委員から質問しましたPCBの問題につきまして少し詰めておきたいと思ひます。

いま大臣は回収をするというお話でありますけれども、はたしてほんとうの回収ができるのかどうか。印刷インキ工業会、ここに行つて調べますと、現在PCBのインキ、こういうものがどこに行つたかさっぱりわからなくなつておる、実績がつかめない、こういうことを言つておるわけでありまして。なおその上に、印刷をしたノーカーボン紙、こういうものが各所に、ユーザーに行つておつて、どうやって回収するのか、この点について大臣は自信があつてあつたようにお答えになつたのか、あるいはその場限り、こういうことなのか、一ぺんそのところを聞いておきたい。

○田中中国務大臣 その場限りの答弁をしておりません。まだまだ私も当分議員の職にあらうと思つておるわけですから、そんなことは絶対いたしません。

いずれにいたしましても、このPCBというのは非常にたいへんな影響を人体に及ぼしておるというところは事実でございますので、可能な限り最大の努力をするというところは当然であります。その意味で、法律に明確な規定はありませんが、日本の産業と通産省との間では、相当こまかいデータがとれるようになっております。外国に聞く

と、日本は簡単にはなかなかまいりません。日本は頼まれると相当な資料を集めますので、こんなによくわかるということは通産省が行政指導をうまくやつておるからだとかやられるわけでございますが、そのくらい通産省というものは数字を持つておるわけですか。また業界や工業会との間にも、そういう意味で帳簿でもって追跡調査を行なう。よそではできない、アメリカなどではできないということでございますが、日本では比較的できる。さっきもありませんが、パンの袋はどこでだれがつくつて、いつ納入して、なぜ使わなかったか、それが幾らあつたのか、十キロあつたのかということまでちゃんと答弁資料ができておるのです。そういう意味で、追跡調査の精度は高いのです。ところが、ノーカーボン紙や何か再生紙でつくつた紙がどこへいつて売られたか、これになるとわからないのです。特殊なものはわかるのです。印刷機が幾らあつて、コンデンサーが幾らあつて、どこに納入されて、回収はどうであつて、また野天に放置されておるものは幾らであるか、このくらいの正確なものを出せるのは、世界に冠たるものに近いと思ふのです。そういうことで工業会とも話をし、それから製造業者、メーカーともちゃんと話をしておる計画までつくり、そして技術的には、焼却をやるために全部技術陣を集めて研究させ、焼却をしつづける。焼却は幾らしたか、こういうところまでやつておるわけですから、今度のパンに使われた十キロというのはは相当に痛い現象なんです。そういう意味で、可能な限り最大の回収や処理ということを考へておるのであつて、いやしくもその場限りの発言なんというのではないということをお願いしていただきます。

○岡本委員 大臣、このPCBは、四十二年に工業技術院が中心になりましてJISの表示をしてゐるわけですね。要するに日本工業規格になつてゐる。したがつてこれは国に、通産省に責任がある品物なんです。そして、あなたは世界に冠たる調査網を持つてゐるのだと言つけれども、実際に

調べてみると、末端にいくとわからないのです。それはひとつもう一度お手を並みを見ますとして、いまあなたは回収したものに對する焼却、これは先般公害委員会と科学技術特別委員会が審議したときに、通産省のほうから、焼却炉については政府が建設する、そういう答弁があつたわけですが、いままでの大臣の言うのは、いま焼却しつづけるのだ……。一ぺんその実態を教へてもらいたいと思ふのです。このPCBをつくつてゐる鐘化あるいはまた三菱モンスター、こういうところからは、油性のものについては千九百度から千度、千二、三百度で焼却できるのだ、しかしノーカーボンになつたりすでにインキになつたものについては、焼却する技術がありません、どうしようもありません、こういう答へをもらつておる。それについて國で、要するに政府でもって焼却炉をつくる、こういう答へもいただいておるし、また大臣はいま、焼却しつづけるのだ……。どこに事実があるか、その点ばかりははっきりしたいと思ふ。

○田中中国務大臣 まずJIS規格に指定をしたものは、トランスコンデンサー用に使つたものとしてJIS規格に指定をしたということでございます。そのところはひとつそのように御承知いただきたい。それから、ノーカーボン紙の焼却というようになことは、技術的な問題がありますので、これもいま検討中であるということでございます。それから熱媒体につきましては、すでに回収、焼却を開始してゐる。それから、重ねて従来の使用状況や転換計画等詳細な報告を求めておりました。いま結果を集計中である。電気用につきましても、回収予定を急ぐために急いでおります。これは処理技術を検討するために、関係者による委員会が本日発足をするということでございます。これらの結果を踏まえまして、回収PCBの貯蔵タンクの新設及び焼却炉の増設等も指導してゐるというところでございまして、地域や規制や現状等、必要があれば事務当局をして説明をいたさせます。

基本料金を上げたことはございます。今度もそういう問題があるわけです。いままでも百億も投資をしなかったものを五百億、六百億という投資をしなればならない。しかも公害というもののからローサルファのものをたかなければいけない。そればかりでなく、今度は液化ガスを使うとか、いろいろな質の転化がありますから、そういう意味で一律に述べられないのですが、しかし相当慎重に、真にやむを得ないというふうな状態まで合理的な審議をして決定するつもりでございます。

○近江委員 あと一問だけ大臣にお願いします。

電気ガス税、これの撤廃ということについてわれわれいろいろな委員会でも言ってきたわけですが、こういう際、これについてどういう見解か、これが一つ。あと値上げの申請ということについて、政府として今後どのようにいまま大抵お話しはわかりましたが、あとどういう経過を経て決定されるのか、それについてもう一度簡単にお願いいたします。

○田中大臣 公共料金の値上げは厳に抑制するという基本方針はそのまま貫いております。そして政府全体の責任でこの結論を出すということを考えておりますので、慎重と合理性を持たなければならぬ。国民の納得の得られるような状態ということを前提に慎重に審査してまいります。

それから電気ガス税は、ちょうど私が大蔵省におりますときに年率一割ずつ三年間で三割引き下げたわけでございます。これはなくするということと違ったのです。ところが、その後地方財源という面からそのままになって、六、七年七割のままで据え置かれておるわけでございます。ですからこれはこのままで一体いいのかどうか。電気などに対しては少し関係があるのです。これは大口の需要地では、発電所ができないというので、固定資産税や電気ガス税というものを特別財源にして発電の促進をしたらどうかという有力な意見があることは御承知だと思います。しかしその場合は、

地方税ではなくこれを国税にしなければいかぬという問題が起つてまいりますので、簡単にこう右左できないという問題もあります。ガス税に対してはやめたいというのがあるが、その考え方でございますが、特別な財源という面からいって、地方財政の上で相当なものでございまして、とにかくガスと電気は生活に直結しておるのだからやめなさいという議論をしたときには、それよりもっと家屋税がある、家屋税だけでなく人頭税もある、生きていく限り払わなければならない住民税がある、こういう議論があつて、なかなかむずかしいのです。むずかしいのですが、やはり絶えず勉強していくべき税の一つであるということでは事実だと思ひます。

○近江委員 じゃ、田中大臣はけっこうです。

それでは経企庁長官にお伺いしたいのですが、四月の全国消費者物価が前月比で一割、大幅に上昇しておるわけですね。こういう点を見ますと、特に公共料金の引き上げの問題ですが、国鉄の場合、〇・二八割を押し上げることになりました。郵便が〇・〇四、電報が〇・〇一、医療費が〇・二四、これは政管健保は入りません。タクシーが〇・〇七、国立大学の授業料が、これは十月からですが〇・〇二、これだけ合わせましても〇・六六割上げるわけですね。政府の目標数値五・三割という点から見ても、大幅にこういう問題でさらに上がるのではないかと。さらに、この前の委員会でも消費者物価の問題につきまして長官として非常にかたい決意を聞かしていただきましたが、非常にけっこうだと思ふのです。しかしながら、依然として農林大臣をはじめ、生産者米価が上がるれば当然政府の売り渡しも考えなければならぬという考えが非常に根強いと思ふわけですね。こういうようなことを考えていきますと、やはりこのように前月比で一・〇割も上がっておりますし、物価のそういう基調というものを長官はどのように受けとめていらっしゃるのですか、まず簡潔にお伺いしたいと思います。

○木村国務大臣 結論から申し上げます、一般物

価の基調というものは変わっていない、こう考えております。

いま御指摘の四月の全国消費者物価指数は確かに一割前月比上がっております。例年の年度初めの月は上がるようなそういう一つの傾向を持っております。昨年は一・四割上がっております。したがって、そういうような四月の情勢が今後続くかどうかということは一番大事な点でございますが、いま御指摘のような公共料金いろいろございます。ございまして、いま不景気というものが、不況の影響が一年半くらいタイムラグもつてようやくここに浸透してきた。生鮮食料品はいろいろ手当てもいたしまして落ちついていっているという状況から見ますと、これは樂觀はいたしません。公共料金のある程度の引き上げを含めても、今年度昭和四十七年度の物価趨勢といふものは昨年度に比べてそう懸念すべきものではない、こう考えております。

○近江委員 それで東京瓦斯の場合ですと、関東に限りまして、今回このまま申請とおりになりまして物価指数で一割変わってきます。これはたいへんな押し上げになるのではないかと思います。先ほど通産大臣もお答えになったわけでございますが、もう一度重ねてくだいようであります。このガス料金の値上げについての長官の考えをひとつ聞かしていただきたいと思ふのです。

○木村国務大臣 先ほど通産大臣お答えしましたとおり、これは慎重に扱わなければなりません。通産省からまだ正式に協議は受けておりませんが、当然公聴会もおやりになったことだし、また公聴会もオープンで公正に行なわれたものと信じております。そこで、それを受けましてわれわれ経済企画庁におきましては、なお慎重を期するために来週十六日に御承知の物価安定政策会議の特別部会にこれをはかりまして、学識経験者、マスコミ、消費者代表を入れて特別にこれは慎重にいろいろ御論議を願うということにしております。

○近江委員 それから、そのほか公共料金引き上げのこういうムードの中で、公共交通あるいは航空運賃等の引き上げも出ております。それからまた私鉄大手の引き上げも出ておりますが、こういう問題についてはどのようにお考えでございますか。

○木村国務大臣 その中で御指摘の私鉄運賃はまだ申請も出ておりませんので、今日われわれは全然対象にしておりませんし、また国鉄運賃の引き上げがかりに行なわれたとしても、便乗値上げは許さるべきものではない、こう思ひます。

そこで、その次の航空運賃、これは申請が出されております。これは御承知のとおり燃料税が今度課せられますので、それに見合う程度の引き上げはやむを得ないだろうというふうな考え方をしております。

また、地方の公共交通、これは地方都市でも財政上たいへん大きなガンになっております。非常に苦しいでおられるようでございます。しかし、これも正直に申しますとまだ協議は受けておりませんが、これについてもいろいろ影響がございまして、これもまた慎重にやっていきたい、こう考えております。

○近江委員 それから四十八年度における物品税の改正について大蔵大臣のほうからそういう話が出ておるわけですが、この物品税がそのように改正になってきますと相当物価を押し上げる影響というものが私は大きな問題になると思ふのです。こういう問題は当然政府全体で検討すべきだと思いますが、経企庁長官としましては、この物品税改正の問題についてはどのように見解を持っておられるわけですか。

○木村国務大臣 物品税の改正そのものはやはり税制の中で論議するべき問題でございますが、今度大蔵大臣がある場で申されたように伝わっておりますこと、物品税そのものを全部上げるのではなくてある程度の調整をはかっておられるということ、あるものはむしろそれによってその価格が下がることもありましようし、あるものについては上がることもある。そういうことですから、

この問題はまだ税制調査会にはかられておりませんので、ひとつ税制調査会の場合十分慎重に御審議願いたい、こういうことを申し上げたいと思います。

○近江委員 それではもう時間がありませんからこれで終わりますが、いずれにしても公共料金の値上げをはじめとしたそういう中で、非常に国民が苦しい立場に置かれておりますので、どうかひとつ長官におかれては、いろいろな立場があらうと思いますが、勇気を持たれて国民のために戦ってほしいと思います。

では、これで終わります。

○鴨田委員長 加藤清二君。

○加藤(清)委員 経企庁の長官、やはり時間がお急ぎのようですので、先に長官にお尋ねしますが、ただいま新聞で問題になっております東京瓦斯の料金値上げの問題は三二%要求しているらしいですね。ところがこれは、庶民階級の五十立方メートルから六、七十立方メートルあたりの使用量のところへいきますと実質五〇%余の値上げになるのです。これを東京都の物価指数からいきますと何%ぐらいの値上げになると試算していらっしゃいますか。

○木村国務大臣 まだ私のほうでは具体的にそこまで試算しておりませんが、東京瓦斯の値上げが消費者物価に及ぼす影響としましては〇・〇七程度であらう、こう考えております。

○加藤(清)委員 先般、安西さんとNHKの記者との対談をNHKがテレビ放送をいたしておりますね。そのときには〇・四%響くというのをはつきり言っているわけですが、あなたの〇・〇七というのと〇・四というのではそれこそだいぶ開きがあるのですが、これは御検討いただけますか。

○木村国務大臣 私、前提を申さないでそういうことを申し上げて失礼にあたりましたが、これは実は全国の消費者物価に対する影響でございまして、東京瓦斯についてはいまおっしゃったような影響があるだろうと思います。まだ実際は試算

してありません。

○加藤(清)委員 ぜひそれは試算していただきませう。これは及ぼす影響が大きいのです。あなた、時間がお急ぎのようですから、ほんとうは通産省から——どのぐらいのガスの値上げがあとに引き続いておるか、それからそれがやがてプロパンに影響し、電気に影響するということを認識の上で試算しないとできないわけなんです、これはたいへんなことだと思ふのです。すでに北海道とか佐賀とかでは値上げが行なわれておるのです。ところがこれは及ぼす影響が小さいですね。が、東京で値上げがたつたとなるとすぐ大阪に響くのです。名古屋へ響きます。私は名古屋の東邦瓦斯も調べてきました。したがって、ここで簡単に許しますとたいへんなことになると思うのです。いま通産大臣にお尋ねしますと、ぎりぎりまで検討して真にやむを得ないところで決定したい、こういう話なのです。ことばの上では、三二%はちょっとと首を振りながら、一〇%か二〇%か、あとは検討の上きめる、こういう話です。おそらく本件は国民の消費者物価に及ぼす影響は大きいから経企庁とも御相談になるでしょう。それからまた経済閣僚会議にかけなければ通過をしないと思うのです。しかし本委員会が国民とガス会社との間に立って調整しなければ、調整するところはないと思うのです。したがって、その意味であなたにお尋ねするのです。あなたは三二%に対してどうお思いになりますか。及ぼす影響というよりは表へ出たのは三二%ですが、ここに至ると五〇%以上になります。そういう物価の値上げがいつと急に急激に行なわれていとお思いですか。それとも何%程度ならばやむを得ないぎりぎりのところであるとお考えになりますか。

○木村国務大臣 私もまだ正式協議を受けた段階ではございせんけれども、当然これは予備的に検討しておりますが、東京瓦斯の十二年にわたる据え置きというものは非常に無理があったということはよくわかります。しかしながら、同時にいまおことばにあったように、非常にこれは日常

生活に、直接消費上大きな影響がありますので、慎重の上にも慎重を期したい。

そこで何%ぐらいが適当かとおっしゃいます。が、まだ通産省ですら審議が終わっておりませんし、まだ私どもの段階でも、先ほど近江さんに対するお答えでいたしましたとおり、特別の委員会にかけまして、物価安定政策会議、マスコミまたは消費者代表、学識経験者に十分ひとつ御審議をお願いしたいという段階でございまして、それに対する先入観的に私がどの程度が適当かということとはひとつ控えたいと思います。

○加藤(清)委員 では、こういうふうにお尋ねします。それは、三二%は正しい、それを動かすことはできないというお考えですか。

○木村国務大臣 私どもの立場では、もうできるだけ低いほうがよろしい、こういう考えでござい

○加藤(清)委員 つまり三二%ではなくて、最終決定は、田中通産大臣が申しましたようにぎりぎり検討してということとは、一般庶民にわかることばで言えはなるべく値切つてということであつて、真にやむを得ざるところできめたいということとは、三二%より下げたいということばなんです、裏を返せば、その田中通産大臣の考え方に対してあなたはこういうお考えを持っておられますか。あなたはなるべく上げたいと思っておられますか。

○木村国務大臣 通産大臣がぎりぎりのところとおっしゃる。私は通産省から来たものをまたぎりぎりの線で押えたい、こう考えております。

○加藤(清)委員 その言たるやもつてよしとする。そうあつてしかるべきだと思ひます。国民生活を守りなされる最高の任務を持つてゐるあなたのことでございまして、当然だと存じます。ほんとうは公共料金といい、生活必需品というものの料金の設定基準は、ここに社会福祉性を持たせるといふことが先進諸国のあり方でございまして、しかし日本の場合でございまして、生活必需品で、ねばならないというのにまで税金が

かかる。これは後進国並みないしは戦時統制の場合、ねばならぬというときのそのまがままここに行なわれている。生活必需品、市民生活に必要なものは税金はゼロであつてしかるべきであると同時に、そのみではいけない。そこへ社会福祉政策が盛り込まれてしかるべきだ。その盛り込むのは企業ではできないから、あなたのところではならぬならぬと思ふのです。その考え方に

○木村国務大臣 私は同感でございます。したがって、ガス税のごときはいろいろいままでのいきさつがありましようが、決していい税ではない、こう考えております。こういうものはもちろん自治財政その他大きな財政全般から考えて漸次これを改善していく。すぐ撤廃できればよろしい、うございませうけれども、そうもいかない段階では、漸次これを改正していく必要がある、こう考えております。

○加藤(清)委員 砂糖に税金がかかっていますね。キューバ糖原糖一斤換算にして大体十九円。これがイギリスへ行つて消費者価格を調べてみると、日本金に換算しまして六十円以上上がったことではないのです。ところが日本では百円をこえている。税金がかかっているからです。それであめ玉をつくつた、子供に食べさせる。子供のあめ玉にまで税金をかける。赤ん坊のどや口の中から税金を取つておるというような国は、これはもう先進国にはないのです。ついでに、そのあめ玉を包んだ包み紙から毒が出てきたんというところ、こんなばかげた話は、日本の恥なんです。それがストックホルムまで行って、ノーマ・カネミ、ノーマ・ミナマタ、これは世界に警告を与えたと同時に、一方ながめてみれば、日本の政策の立ちおくれ、日本のエコノミックスのマルの恥をさらしたというてしかるべきだと思ふのです。患者の方々は何か病氣治療のために行ったのではないのです。病氣を押して行かれたのです。それはノーマ・カネミのはずなんです。ノーマ・ミナマタのはずなんです。だからゼツ

ケンをつけてみた。社会政策が非常におくれている。ガスにも税金がかかっている。これは長年もう撤廃すべきであるという主張が政府みずから行なわれておりながら撤廃されてない。取るものは取っている。政治資金の政治資金規正法も、大骨も小骨も抜かないと言った総理大臣、そして必ずやると言った総理大臣、それがいまそのままだめていくようです。これでは政治不信になるのは無理からぬと思うのです。ですから少なくとも市民生活に必要なものには税金をかけない、こうあってしかるべきだと思います。田中通産大臣は、先日の私の質問に、電気ガス税はこれは悪税である、ゆえに撤廃の方向に向かって調査を進め実行に移す、こういう話である。これでこそ総理大臣の候補としての資格はあると思うのです。あなたは次には大蔵大臣になるかも知れぬから聞いておきます。あなたの電気ガス税に対する観念はいかがでございますか。

○木村国務大臣 先ほど申しましたように、私はよい税ではない、したがって基本的にはこれを撤廃する方向で措置すべきである。問題はその時期いかなの問題でございます。

○加藤(清)委員 株の配当金ですね。特に公共企業の株の配当金は何ぼぐらゐるべきかと考えてございますか。

○木村国務大臣 どうも経済企画庁の守備範囲を越えるような御質問でございますが、これは一般国民の社会常識というものが第一であるべきで、やはり社会公平、全体の経済の公平観念から見まして適正でなければならぬ。しかしそれがはたして一割が適正なのか八分が適正なのか、やはりその当時の経済情勢、国民生活その他から総合判断するべきで、たとえば八分が適正な時期もありましょうし、また八分でも少し多過ぎる場合もありましょうし、そういうものから判断するべきものであって、まず一般常識からいえば、一割をこえるような配当は適正ではないではないかというのがどうも社会常識のようでございます。

○加藤(清)委員 守備範囲ではないとおっしゃら

れますが、あなたは経済閣僚会議の重要メンバーでいらしゃいます。同時に料金値上げということになりますと、消費者に及ぼす影響が大きいので、しからばここに投資している人たちの利益配分いかんということは当然問題になることだと存じます。それでお待ちしたのです。まあ七、八割が妥当なところだと存じます。あなたのおっしゃられたとおりです。それは国家が発行するところの公債がそうですから。それは強大なバックがあつて、無価値になるとか値下がりする、そこから投資が欠損するというようなことがないという信用、これが七分であつて、しかも一般私企業の配当金が二割三分だのあるいは一割だのというときに、公共企業という政府の援助というバックのある会社の配当金がこれと同じであるということとは、これはいささかいただけないと思うのです。これについてどうお考えですか。

○木村国務大臣 これはなかなかむずかしい判断の問題だと思ひます。したがつて、いま御指摘のように投資によつて生ずる危険というものがございまして、その会社の公共性その他からいってそういう危険性があるかないかという一つの判断も必要でございます。しかしながら、総じて公益的企業、しかも大企業で基礎の強固な企業にについてはなるべく配当は一般私企業より低かるべきであるという考えはいたします。

○加藤(清)委員 しかればお尋ねする。東京瓦斯の過去三年の配当率。

○三宅政府委員 一割二分でございましたが、この冬の決算におきまして、経営が悪くなりましたので一割に減配しております。

○加藤(清)委員 私企業よりもいいですね。おまけにこの報告を見ますと、増設増設と、こうきておる。必ず増資が行なわれる。増資の場合の旧株主配当は何ばになっております。配当というよりは新株の交付の金額はどうなつていますか。

○三宅政府委員 額面だと思ひますが、はっきり確かめてありませんので、調査いたします。

○加藤(清)委員 これは調べておいてください

ね。

今日の上場株価は幾らです、上場相場は。

○三宅政府委員 最近株価が一般的に非常に上昇しておりますので、百円をこえたと思ひます。

○加藤(清)委員 最近の相場でうまく逃げられたのですか。それはあなたダウがどんどん上がつていくのですから、いまに五千円にもなるのじやないかというおれからですから、それはなにでしようが、私の言いたいことは、配当率にしてもそれから次に新株を交付する場合においても、公共企業であり政府の援助の非常に厚い企業、それが市一般の株の配当率と同じであつたり、あるいは新株を旧株に應じて交付するときの値段が額面割りであつたり、あるいは社内配給と称して額面割りで渡されたりというふうなことは、これは決して正しいあり方ではないと思うのです。専門の谷村さんがいらっしゃるからほんとうは谷村さんに聞きたいところだけれども、これは守備範囲が違ふと思ひますので、経企庁の長官にお尋ねします。これはどうです。物価と株価はたいへんに関連がありますから。

○木村国務大臣 どうもそういう具体的なことになりまして、私もまだ申し上げるような知識もまたそういう段階でもないのでございます。一般的、常識的に申し上げれば、確かにもう少し通産省の審査段階でいろいろその点もひとつ審査していただきたい、こう考えております。

○加藤(清)委員 自治省から来ましたか、まだで

すか。

○鴨田委員長 自治省は来ておりません。

○加藤(清)委員 この値上がりによつて物価指数に及ぼす影響を先ほどお尋ねいたしました。いま申し上げましたように、これには電気ガス税という税金がかかつております。その税金は地方財源になっておるのですか。この値上がりによつて、関係都道府県の税収の増、これはどの程度になりますか。

○宮崎(仁)政府委員 いま通産大臣や私どもの大臣からお答えがございましたように、まだ具体的

にこの東京瓦斯の料金改定の案件についてどの程度の改定をすべきか、あるいはすべからざるかということもきまつておらないわけでございますから、税収の問題がどうなるかというふうな検討はいたしておけません。が、全国的に見ますと、四十七年度が千五百八十八億というのが電気ガス税でございます。このうちガス分は約一二、三兆のようでございます。したがうして、これは東京瓦斯の担当地域だけについていふとどの程度になりますか、これは値上りの程度とそれから免税点その他との関係、いろいろ出てまいりますので、そういった実際に料金の問題を決定いたします際に、影響等十分考えたいと思つております。

○加藤(清)委員 三三三要求されてからずいぶんになりますよ。その間にこの悪税は撤廃すべきであると言つたところ、通産大臣は、そのとおりだからそのように努力をいたしますという答弁だったのです。さすれば、三三三平均上がつたら税収がどのくらいふえるかというのことは当然試算しておいてしかるべきなんです。それが行なわれずに、ただ値上げのほうにばかり努力しておるというふうじゃ、これは国民に及ぼす影響がどのくらいになるかがわからない。これは上がることによつてガス税は上がるんだから、率が上がると言っているんじやありませんよ。だから、せめてぎりのところで押えるという大臣の趣旨を実行するならば、せめていま七兆あるガス税を、上げる分だけぐらゐ下げたらいと、こういう答えが出てくるでしよう。なぜそういう努力をなさらぬのです。三三三上がると税収がこれだけ上がる、じゃ、税収の上がる分だけは削つてあげましようという、三三三になるかもしれないし三三三になるかもしれない。私のほうの政調会では調査を進めておりますから、いづれははっきりした数字が出てまいります。そういうことを詰めていつて初めて、ぎりぎりに検討したと、こういうことが言えるのでしよう。一審大きいネックになつてはいる税収のことかわからぬでどうするのです。とんでもない話です。いつまでに検討できますか、税の問題。

○富崎(仁)政府委員 当然、先ほどもお話がございましたように、私も通産省から協議を受けて、そして最終的には物価対策閣僚協議会にかけまして、そこで御決定をいただくことになりましたが、その前にこういった問題について十分検討いたしましたので、必要があればいまお話しするような制度的な面の手当てもいたしたい、こう考えております。

○加藤(清)委員 当然だ、あなたのおっしゃることは、閣僚協議会にかけるとは。その前に、あなたのほうで試算なさった数字が出ましたら、ぜひ私のほうへも通告願いたいと存じます。

結論を急げということでございますので、もうおっしゃられるとおりにいたしますが、この間通産省で行なわれましたところの公聴会、非常に悪評なんです。質疑討論ができなかったというんです。

そこで一つ提案しますが、どうです、罪滅ぼしにこへ参考人と呼んで討論するとか、あるいはテレビ討論会をやる、テレビ討論会もいけなければ日比谷の公会堂で各党の本件に対する討論会をするということも提案したいと思いますが、委員長、このことについて御検討願えますか。

○鴨田委員長 理事の方々とお話をしまして結論を出したいと思えます。

○加藤(清)委員 それではその前に、私が提案しましたところのカネミと同様のPCB、特に敷島パンにあられたPCBの件、どうも大阪インキにうそがあるようです。それから企業機密などといいかげんのことを言って拒否しているようであります。とんでもない話だ。そんなところに企業機密なんてありません。企業機密と言えども何で隠れみのになると思つて、しかもどうも私文書偽造行使の疑いもあるようでございます。したがって、ぜひひとつ参考人として要求いたします。敷島パンの社長盛田君、それから大阪インキ、並びに袋を製造したところの印刷それから材料、その関係の社長をぜひ呼んでいただきた

なぜそういうことを言うかという、カネミのPCB患者で世界じゅうに訴えられて、胸を突き刺すような思いがしたと向こうの学者も述べている。その上なおストックホルムの各地元新聞は、今回迎えたお客の最高のお客さんであったという評価なんです。そういうやさきに、日本でもたこのカネミと同じPCB汚染が、ところもあるように花の都の東京のどまん中に堂々と行なわれておるといふことなんです。それを企業機密だなどといふて逃げている。しかも私の会社でつくったインキではありませんと言っている。とんでもない話なんです。調査を進めていく段階において、それは一年前に納入したのでしょとか、いや印刷してストックがたぐさんあったからでしょうとか、冗談じゃないですよ。レディーメイドじゃないんだ、これは。そんな袋を二年分も三年分も印刷してたくわえておくような、そんな余裕が今日の印刷会社のどこにあります。三年分も四年分も資材のインキを買いためておくような余裕がどこにあります。つまり、禁止以前の製造であったと逃げたいからそういうことを言うておる。禁止以前であつたって、今度の無過失公害賠償責任は発生からさかのぼるということになっておる。逃げることはできない。だからぜひひとつこれも理事会にかけて、こへ招致するようにお願いしたい。

○中村(重)委員 久良知公害保安局長にお尋ねをいたした中が、実は私もこの国会の当初、通産省提出予定法案の一覧表をいただきました際に、武器等製造法の一部を改正する法律案の提出が予定法案として実は出ておったわけです。ところがなかなか提出がされない。もう取りやめになったんだと実は思つておりましたところ、つい最近二、三日前でありましたが、通産省と警察庁との間には合意したんだけれども、まだいろいろ部

内の諸手続の関係で時間がかかる、したがって議員提案という形でやってももらえないかという要請が実はあつたわけでございます。議員提案ということになりました。私も、私もその軽率に扱うわけにはまいらない。慎重に検討して、議員提案とすることが妥当であるという私も確信がない限り、議員提案などというものをやるわけではないわけでありまして。政府のほうでいろいろ検討して合意に至らないからこれを議員提案にせよという、そのしりを持ってこられるようなことでは、私もはそういう不見識な提案というものは、私どもはそういう不見識な提案というものは、実はできないわけでありまして。どういった点が問題点となつて今日に至るまで実は提案に至らなかったのか。時間が二十分程度で終わらなければなりませんので、要点だけでつこうでありますから、その経過をひとつお答えをいたしたいと思ひます。

○久良知政府委員 火薬類それから銃銃というふうなものにつきましては、これが盗まれました悪用されましたときには非常に大きな社会不安のもとになるものでございますので、私もといたしまして、従来から火薬類取締法それから武器等製造法に基づきまして、きびしい規制を行なつてきておつたわけでございます。御承知のように、この一兩年過激派グループによります爆発事件というものが続発をしたわけでございますが、これにかんがみまして、昨年火薬類につきましては省令を改正をいたしましたし、それから銃銃等につきましてはこれは法律と政令の改正を行ないまして、盗難防止についての規制を一段と強化したわけでございます。ところが、やはり昨年来この過激派グループの活動というものがきわめて活発になつてきておりますので、これに対処いたしますためには取り締まり体制の面も含めまして取り締まりの強化をはかる必要があるというふうになつてきたわけでございます。こういうふうな見地から、政府といたしましては通産省それから警察庁とが中心になりまして、両省庁の協力体制というものを確立しようという方向で、法律改正の

検討を行なつてきておつたのでございますが、現在のところでは政府部内でお調整の余地が若干残つておりますので、法律改正案を政府から国会に提出することができないというのが現状でございます。

○中村(重)委員 それでは通産省と警察庁との間には、実は私どもの手元に資料が配られておるわけですが、正確には警察庁の公安委員会ということになるわけでありまして、盗難防止の取り締まりの面を懸案事項にするということのようでありまして、この点は合意をしておるわけですか。

○久良知政府委員 火薬類というものの性格の上から、取り締まりの面という警察的な見地と、産業の発展のために必須の基礎物資であるという産業政策の面からと、二つの接点にあるわけでございます。戦前におきましては、御承知のようにこれは内務省で一括して行なつておつたわけでございますが、戦後、警察の民主化という見地から、ほかのいろいろなものと同時に各省に分散されたわけでございます。そのとき以来、火薬については通産省で行政を所管してまいつておるわけでございます。したがって、警察庁との間で取り締まり的な見地と産業政策的な見地とどう調和させるかということになるわけでございますが、産業政策の中に警察がどの程度入ってくるかという基本的な問題につきましては、これは検討にかならない時日を要する問題でもございますので、権限についてはしばらくおきまして、盗難防止という点に限りまして実務的な面で警察に分担していただく面をできるだけ拡大しようということ、警察庁と通産省との間では一応の合意を見たわけでございます。

○中村(重)委員 おそらくこの法律案の改正をしようとしたのは、浅間山荘の事件が契機になったのだらうと実は思つておる。その後、いまあなたが答えになりましたようなことから、なかなか政府部内が合意できない。ところが今回のテルアビブ空港事件といったようなことから、警察庁としては何かその取り締まりの面を強化する必要

があるというように判断されたのではないか、これはあくまで私の推測であるわけでありませう。

そこで、政府部内がなかなか一致をしないから議員提案という形になったのだからと実は思うわけでありませう。実はまだ内容を十分承知をいたし

ておりませうから推測の域を出ないわけでありませうから、私はこのことについていろいろ確信を持

って申し上げることが実はできないわけでありませう。先ほど申し上げましたように、重要な問題

点であればあるほど、議員提案ということになつてまいりませうと私も慎重に検討していかなく

ればならぬ、こういうことに実はなるわけでありませう。通産省と警察庁との間に、取り締まり面

を強化するその権限を警察庁に移譲するということが必要であるということと合意をしたとすれ

ば、私は当然そうした面においてこの提案という方向に強力に推進すべきではなかったのか、その

ように実は感じるわけでありませう。

しかし、いろいろ問題点があったことだと思ひますが、いづれにいたしましても、私も党内にお

きましていろいろ検討を、商工部会においてあるいは政審全体会議においてあるいは国対にお

きまして、私は火薬類の取り締まりの重要性と

いうことを通産省におきましてもあるいは警察

庁におきまして十分認識され、この法の範囲内

において遺憾なきことを期していく必要があるとい

うことだけを強く要請いたしておいて、この程度

にとどめたかと思ひます。

次に久良知局長とそれから防衛庁の杉森連絡調

整官にお尋ねをいたします。これも簡潔にお答え

をいたしたいと思ひますが、先般、私が本委員会

においてお尋ねをいたしました長崎県佐世保市の海上自衛隊の針尾弾薬庫設置に伴

いて、付近にありませうところの麻生採石場との間

にいろいろ問題が起つておるといふこと、安全

の設備の問題であるとかあるいはまた補償の問題

等々、いろいろと交渉がなされておるといふことは

実情調査をして解決をはかつていきたい、そう

いうお答えが実はなされておるといふわけであり

ますが、その後の経過をいづつまでそれぞれお答え

をいたしたいと思ひます。

○久良知政府委員 四月七日に先生から御質問の

ごさいました自衛隊の針尾弾薬庫の件でございま

すが、あの弾薬庫は火薬類取締法でできておりま

す火薬庫としての許可基準に適合をいたしてお

まして、それから採石業者と自衛隊の間で、危害

予防の措置について防護を設けるということ

を条件にいたしまして同意が成立をされているとい

うことを、同意書という文書で確認をいたしまし

て設置の承認をしたわけでございますが、設置の

際の際、それから先生から御質問のあったこと

にかんがみまして、その後防衛庁に對しましてす

みやかに防護を設けるということを申し入れ

をしたわけでございます。防衛庁では、その後検

討され、補償問題を含めまして取り扱ひについて

の検討を現在しておるといふふうに私も聞いて

おります。

○中村(重)委員 防衛庁のお答えは、藤山さんも

お見えてございませうからどちらからでもけっこう

でございます。

○藤山説明員 先般この委員会でお答えいたしま

したとおり、すでに防護を設けてございましては、簡

単なもの、昭和四十五年度は金網及びワイヤ

ロープによるものを設置しておるのでございませ

うが、なおより完全な防護施設というものを設置す

る予算が今四十七年度に成立いたしましたので、

さつそくその資金を現地福岡防衛施設局のほうに

示達をいたしまして、現地防衛施設局で現在技術

的な検討を行なっている状況でございませう。ま

た、すでに昨年の十二月二十七日に、麻生さんか

ら佐世保地方総監あてに、弾薬庫設置によりませ

う採石業廃業並びに損失補償申請書というものが

出ておりますが、目下慎重に部内で検討中ござい

ます。

なおこの問題につきましては、前回も、何より

もまず相互で話し合うことが必要だということ

で、この同意の条件となつております防護施設の

検討結果が出次第、麻生さんとはお話し合ひをす

る考えでございませうが、最近、六月六日でござ

います、麻生さんのほうから佐世保の総監部に

對しまして、現在この採石集思慮しにくいので、

で、この営業をやめたいという意思の御表明が

あったというふうな報告を受けておりまして、そ

うしたような考え方を目下確認を急いでおりまし

て、もしこれが事実であるとすれば、早急にその

対策を考えたい、こういう考えでございませう。

○中村(重)委員 いま、そうした麻生組の申し入

れによつて対策を考えたいということでありませ

うが、やはり事業というものは一度つまずきませ

うかなかなかうまくいくものではないのです。で

すから、やはり弾薬庫のそばにダイナマイト等を使

う採石場があるということ、私は危険だと思

ひます。この際補償措置を講じて、むしろやめて

もらつたほうが私はいいのじゃないかという感じ

がいたしますが、そういう方向で解決に努力をな

さいませうか。

○藤山説明員 お話でございませうが、現在、麻生

さんが採石場として使用されております土地は、

先生御承知のように佐世保の市有地になっており

ます。また、この進入路は御指摘の弾薬庫の前面

を通つて、米軍の提供施設の中をほぼ一キロメー

トル以上通らなければならぬ、こういうふうな

状況になっておりまして、私もいたしまして

は、土地所有者でありませう佐世保市、それから土

地の提供業務を担当し、かつこの防護施設の設置

仕事を担当いたしております福岡防衛施設局、こ

れとも関連がございませうので、総監部、防衛施設

局、佐世保市、さらには麻生さんともいろいろ相

互に調整をいたしまして早急に指示をいたし

まして、その結果を待つて検討に入りたい、こ

方法、梱包の状況等を検査の上、要所に交通整理の警察官を派遣する等の措置をとっております。また、運搬計画書にあるとおり、六月三日には京都の大山崎検問所において警察官が積み荷の状況等を点検しておりますが、異状がございませんでしたので、運搬を継続しております。六月四日、異状なく目的地の富士演習場に到着したというを確認いたしております。

○中村(重)委員 五月一日にも運んでいようですが、静岡というのは、米軍の富士演習場に運んだということになるわけですが、佐世保から一千キロありますね。そこを民間トラック四台、砲弾など四十三トンが積み込まれておった。途中は福岡、神戸、名古屋を経由することになるわけですか。私はまことに危険だと思っております。交通がふくそうし、もし交通事故でも起こしたらどんなことになったらと思うのです。こんな危険な弾薬を陸上輸送するなんてことはもってのほかだと私は思うのです。いま部長がお答えになりますように、異状はなかった……。箱に詰めているのを、警察は外からちよっと見るだけでしょ。住民にも知らせないのです。そんな危険な弾薬輸送を住民にも全く知らせないで、一千キロという長距離の陸上輸送をするなんていうことは、これは差しつかえないとお考えになりますか。こんなことを今後もし続ける方針ですか。これは本庄さんに聞いて、防衛庁もこの問題についてどう受けとめておられるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○杉森説明員 お答えいたします。在日米軍の弾薬の輸送につきましては、その安全対策をいたしましてできるだけ海上輸送をする、こういうことになっていくわけでございますが、いろいろな事情がございまして、あるいは海路による輸送が困難な場合には陸上輸送ということが行なわれておるわけでございます。陸上輸送の場合は、米軍が契約をいたしました民間の業者あるいは国鉄というところが行なっているわけでございますが、これらの場合は国内法規、いわ

ゆる火薬類取締法あるいはそれに基づく火薬類の運搬に関する総理府令、それから火薬類運送規則等の法規によりまして手続あるいは安全の基準等を確保して行なっている。それから米軍が直接米軍車により行なう場合もあるわけでございますが、この場合は、昭和三十五年十二月に、日米合同委員会におきまして取りきめがございまして、その取りきめに従って行なっているという実情でございまして、一応安全対策については留意されておると思ひます。

ただ、やはりふくそうした陸上を輸送する点につきましては、いろいろ先生のおっしゃられるような問題もあるかと思ひますので、われわれもいたしましては、米軍に対しては原則として海上輸送によつてくれというところは常々話しており、米軍のほうもその趣旨を了解している、かように思っております。

○中村(重)委員 本庄さん、いまお聞きのとおりですよ。米軍に対しての取りきめがあつて、海上によつてやつてくれという注文をつけているというところが、所轄警察では外からちよっと見るだけでしょ。そして外から見て、弾薬ですから何か箱詰めでもしているのでしょうか、それで差しつかえないなんというのをやっているのです。これは国内の一般のそういった火薬や何かの輸送あるいは自衛隊の弾薬輸送というものと同じような扱いをしているんですからね。アメリカさんがやることは御無理でもともと、どうぞおかまいなし、頭の上がらないといったようなことじゃ、これはもう話にならないですよ。それで、抗議団が抗議しているんですが、住民に知らせるということに対しては、署長は今後住民に弾薬輸送を知らせるかどうか検討する、こう答えてい

る。住民の感情とかそういう不安なんというのは、もう念頭に置いてないというふうな感じがですね。こういうことでよろしいですか。どうお考えになりますか。

○本庄政府委員 お答えいたします。米軍の弾薬輸送の場合と、それから日本人の輸

送の場合と、扱いは警察といたしましては全く同じように扱っております。米軍であるからといって特別な扱いはいたしておりません。それから米軍の輸送につきましては、砲弾等の危険なものが多いであろうということも予想されます。ただ警察といたしましては、積載方法、梱包、そういったものについてしか調べることはできませんので中身はわかりません。したがしましては、防衛施設庁のほうに、米軍のものは海上輸送をお願いしたいということをお願いしております。現地の司令官に対しても、所轄の警察署から関係の米軍の司令官に対しても、同様の要望を再三いたしております。その点につきまして、中身が危険なものは海上輸送をやる、危険でないものにつきましては陸上輸送をやるというふうに、両方ともそれぞれ回答を得ておる次第でございますが、中身につきましては、先ほど申しましたように警察としては知り得ないことでございまして、いづれにいたしましても、できるだけ海上輸送に回していただくように、今後も強力にその趣旨をお願いいたします。かように考えております。

○中村(重)委員 あなたお答えのように、火薬類取締法は、災害の発生防止や公共の安全を守るために公安委員会、これは署長が代行することになっていますが、積載方法や経路について指示することができるといふことになってい

る。荷物の中身などについては検問が及ばないというように解釈できるわけですね。いまあなたのお答えもそういうことであつた。検問してもトラックに積まれている火薬が事前に公安委員会に届けられた種類であるとか量であるかどうか、中身を見なければそれが実際チェックできないですね。だから、銃砲火薬類について、今回の法律案の改正について、むしろ火薬店の販売について、その保管について、それから盗難防止という点から、あなたのほうでは、これはもっと取り締まりをきびしくする必要があつたということで、改正をする必要があるということであつた。こういうこと

とこそあなたのほうはもっと積極的にこの法律案の改正を求められる必要があつたのじゃありませんか。これは必要ないというふうにお考えになっておられますか。それと、いまあなたは危険なものは海上にと——弾薬が危険でないということはないでしょう。弾薬はこれは危険なものである。一千キロもあるところをトラックで輸送する。数十万台の車が運行しているんですよ。玉突き衝突なんかあつたらどうなります。この間のように衝突によるガス爆発事故というふうなものがあったらたいへんなことが起こる。もしもこれが衝突で事故が起つて爆発でもしたら、あんなことじゃございせん。いまあなたのお答えの中から、ことばじりをとらえるわけではないですけども、危険なものは海上に、危険でないものは陸上ということになれば、弾薬輸送というものは危険ではないというように判断しておられるというようにしか私どもには解釈できません。だから、弾薬輸送というものは危険であるというようにあなたもお考えになるでしょうから、今後は海上輸送ということをしきりに米軍に対しても申し入れをするということ、それから政府部内で話し合いをなされて、火薬類取締法の不備な点はそれを改正するということに積極的に取り組ま

れる必要があるであらう、こう私は思うのです。これに対しては本庄さんからもそれから久良知さんからも、それぞれひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○本庄政府委員 いまの先生の御意見、私同感でございます。したがしまして、先生の御発言の方向に向かつて今後最大限の努力をいたしたいと思ひます。

○久良知政府委員 ただいま先生お話し

の御趣旨につきましては、将来私ども技術的にいろいろな問題があると思ひますので、真剣に検討させていただきますと思ひます。

○中村(重)委員 私はいまの保安部長の答弁がまともな御答弁だと思ふんですよ。真剣に検討する、これはお役所の答弁なんだけれども、そんな

とこそあなたのほうはもっと積極的にこの法律案の改正を求められる必要があつたのじゃありませんか。これは必要ないというふうにお考えになっておられますか。それと、いまあなたは危険なものは海上にと——弾薬が危険でないということはないでしょう。弾薬はこれは危険なものである。一千キロもあるところをトラックで輸送する。数十万台の車が運行しているんですよ。玉突き衝突なんかあつたらどうなります。この間のように衝突によるガス爆発事故というふうなものがあったらたいへんなことが起こる。もしもこれが衝突で事故が起つて爆発でもしたら、あんなことじゃございせん。いまあなたのお答えの中から、ことばじりをとらえるわけではないですけども、危険なものは海上に、危険でないものは陸上ということになれば、弾薬輸送というものは危険ではないというように判断しておられるというようにしか私どもには解釈できません。だから、弾薬輸送というものは危険であるというようにあなたもお考えになるでしょうから、今後は海上輸送ということをしきりに米軍に対しても申し入れをするということ、それから政府部内で話し合いをなされて、火薬類取締法の不備な点はそれを改正するということに積極的に取り組ま

れる必要があるであらう、こう私は思うのです。これに対しては本庄さんからもそれから久良知さんからも、それぞれひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○本庄政府委員 いまの先生の御意見、私同感でございます。したがしまして、先生の御発言の方向に向かつて今後最大限の努力をいたしたいと思ひます。

○久良知政府委員 ただいま先生お話し

の御趣旨につきましては、将来私ども技術的にいろいろな問題があると思ひますので、真剣に検討させていただきますと思ひます。

○中村(重)委員 私はいまの保安部長の答弁がまともな御答弁だと思ふんですよ。真剣に検討する、これはお役所の答弁なんだけれども、そんな

とこそあなたのほうはもっと積極的にこの法律案の改正を求められる必要があつたのじゃありませんか。これは必要ないというふうにお考えになっておられますか。それと、いまあなたは危険なものは海上にと——弾薬が危険でないということはないでしょう。弾薬はこれは危険なものである。一千キロもあるところをトラックで輸送する。数十万台の車が運行しているんですよ。玉突き衝突なんかあつたらどうなります。この間のように衝突によるガス爆発事故というふうなものがあったらたいへんなことが起こる。もしもこれが衝突で事故が起つて爆発でもしたら、あんなことじゃございせん。いまあなたのお答えの中から、ことばじりをとらえるわけではないですけども、危険なものは海上に、危険でないものは陸上ということになれば、弾薬輸送というものは危険ではないというように判断しておられるというようにしか私どもには解釈できません。だから、弾薬輸送というものは危険であるというようにあなたもお考えになるでしょうから、今後は海上輸送ということをしきりに米軍に対しても申し入れをするということ、それから政府部内で話し合いをなされて、火薬類取締法の不備な点はそれを改正するということに積極的に取り組ま

ことであつてはいけないうちやありませんか。改正するといふことをあなたがここで断言できないことはわかる。いま真剣に検討するといふことは非常に重要なんだから、これはやはり法改正というやうな方向で、ともかくこれはもつと取り締まりを強めて、形式的なことではなくて、實際にこの取り締まりができる、そしてその危険を防止するといふ方向に、今後は法改正を含めて対策を立てなければならぬといふお考え方であるのかどうかといふことをもう一度お答えをいただきたいといふことと、防衛施設庁のほうからも、こういうことについてどうお考えになるのか。米軍に対して注意を喚起する、海上輸送によれといふことで今後きびしく米軍と交渉する、それを実行させるという御意思があるかどうか。それぞれお答えをいただきたいと思ひます。

○久良知政府委員 私先ほど申し上げましたのは、現在の運搬の条項によりますと、運搬の届け出がありました場合には、都道府県公安委員会は「災害の発生防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、運搬の日時、通路若しくは方法、又は運搬される火薬類の性状若しくは積載方法について、必要な指示をすることができ。」という規定があるわけでございまして、この規定の技術的な内容についてさらに検討を要する点があるのではないかといいことでございしますが、先生お話しのように、方向といたしましては前向きな方向でもよろしく検討いたすつもりでございします。

○杉森説明員 お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、在日米軍の弾薬輸送は海上輸送によることを原則として申し入れておりますし、向こうもその趣旨を了解しております。したがって、さらにあくまでも海上輸送によるといふことで話は米軍のほうと交渉いたしたいと思ひます。ただ、海上輸送が困難あるいはできないやうな場合もありますので、陸上輸送を全然行なわないといふふうにはまいらないと思ひますけれども、できるだけ海上輸送による

といふことについては、強く米軍のほうにも交渉いたしたいと思ひております。

○中村(重)委員 具体的な例として私はお尋ねしたわけなんだ。問題提起もしたわけなんだ。いま言っている問題、佐世保から静岡、これは海上輸送ができないなんていうことは考えられないでしよう。この佐世保からの弾薬輸送、こういうのは当然海上輸送によるべきであるといふやうな考え方である。米軍との間に交渉する、そういう決意であるといふふうには理解してよろしいですか。

○杉森説明員 けっこうでございます。

○鶴田委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時一分散会

商工委員会議録第十三号中正誤

ページ 段 行 誤

一 二 六 畑和君

正
中村重光君外一
名

昭和四十七年六月二十二日印刷

昭和四十七年六月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局